

皇室典範案特別委員會議事速記録第三號

(一七)

付託議案
○皇室典範案

昭和二十一年十二月十八日(水曜日)
午後一時七分開會

○委員長(伯爵二荒芳徳君) 是から委員會を開催致します。村上恭一君、附則の第二項に掲げてあります通り、改正憲法施行の日から施行されるものであります。就きましては明年五月三日迄に此の改正皇室典範が成立すれば宜しいのであります。それは必要であり、又それで十分であります。従ひまして帝國議會に於て此の案を審議します。敢て只今の臨時議會を要するものではないと思ひますが、此の臨時議會の會期の短い間に、我々が何となく慌だしい心持を以て之を審議せねばならぬと云ふことは如何でございますか。次の通常議會に於て十分なる期間を與へられ、遺憾なく我々が之を審議することが出来ましたならば、どんなに宜かつたらうと思ひます。是は重要な案件でございますから、従ひまして之が審議には幾多困難なる論點に遭遇するに違ひありません。其のやうな重大な、さうしてむづかしい案件は十分の時間を以て審議することこそ當然であらうと存じます。折角新しく出来るものであるから、成るべく早く出してやると云ふことも一應尤もではあります。けれども併し是が爲に左程に急ぐべき筋合のものではないと思ひます。又新しい

規定が出来ますれば、之が實施には多少の準備を要する。其の準備の期間を十分にする爲に、其の規定を早く掲げ上げると云ふことも屢々考へられます。此の皇室典範に付きましては、左程實施の準備に手間取ることはないと思ひます。察する處、精々今の宮内省が新しい宮内府になります。其の間の機構の整理に付ては相當の準備を要しませうが、是にはそんなに多くの時間を要する筈がありません。色々の點から考へまして、彼を想ひ、此れを想ひまして、此の皇室典範案が只今の會期の短い臨時議會に提出されました。我々が何となく慌だしい心持を以て之を審議せねばならぬと云ふことを私は遺憾に感じます。是は質問の積りではあります。政府當局に向つて、何故に此の臨時議會に提出なさつたのかと云ふことの答辯を求め、さう云ふ心持ではあります。唯、是より以下私が本案に付て不審とする所數點に關して政府當局の御辯明を求めます。其の前書としまして、只今に於ける私の感想、只今の重要な、そして困難なる案件を審議せねばならぬ、左様に餘儀なくされ、強いられたことを遺憾に存ずると云ふことを申述べて置くのでございます。私の質問は數點に分れますが、大體に於きまして初に形式面のことを擧げまして、次に追々に實質面に移つて參る積りでございす。先づ伺ひますことは、此の皇室典範は帝國議會の議決を経て成立するものでございすから、其の性格に

於きましては法律であるに違ひありません。現に此の皇室典範の附則第一項に「この法律は」と斯う書いてありますので、此の點から言ひまして、此の皇室典範が法律であることは明かであります。處では是は名稱のことであり、併しそれは單に名稱に過ぎない、重んずるに足らぬ事柄だと言ひ捨てる譯には參らぬと思ひます。總て法律には法と云ふ文字、或は法律と云ふ文字が其の名稱に加へてあります。何法、或は何々に關する法律と云ふのが法律の名稱になつて居ります。尤も古く、現行の憲法成立前に成立しました規定には、後に法律として取扱はれて居るもの、法律たる性格を有するものであつて、法律と云ふ、法と云ふ文字を名稱の中に加へられてないものがありはします。例へば其の一例であります。今は廢止せられましたけれども、稍々近年迄實施されて居りました兵役に關する基本規定、後の兵役法の前身は徵兵令と云ふものであり、是は明治の初年太政官布告と云ふやうな形式を以て發布せられたものであります。徵兵令と申しまして、其の名稱の中には法とも、法律ともありません。併しそれは性格に於て法律たるものであり、法律として取扱はれて居りました。古いものにはさう云ふ例が若干あると存じます。憲法施行後に於きましては例外なく法律には何々法、何々に關する法律と云ふやうに、それが法律であると云ふことが、名稱に於て明かにせられて居るのであります。

然るに此の皇室典範は法律でありながら法といふ字、法律と云ふ文字が此の名稱の中に加つて居りませぬ。皇室典範だけであります。是は皇室典範法と云ふか、或は皇室法と云ふか、さう云つたやうに、矢張り法と云ふ又は法律と云ふ文字を此の名稱の中に加へるべきことが妥當であるに違ひないと思ひます。尤もそれは既に成立しました改正憲法に關聯をしますものであります。御承知の通り其の憲法第二條に皇室典範とあります。此處で以て此の皇室典範の名稱が確定してしまつたと云ふのであります。其の憲法が成立しました以上、今更致し方ない事柄であらうかと思ひますが、併し解釋の如何に依りまして、憲法から委任せられた皇室典範には、別に皇室典範法とか皇室法とか云ふ名稱を持つことが必ずしも出来ないのではないかと云ふことは、此の皇室典範の性格に何等か關聯するやうに思ふのであります。皇室典範の性格は法律であると云ふことは疑ひない、先刻申述べた通りであります。併し其の法律の中に何かしら稍々特殊な、效力の一段強いもの、皇室典範はそれだと云つたやうな心持が起りはしないであらうかと云ふことを私は考へるのでございます。抑々今日に於きましては、皇室典範は帝國憲法と相並んで國家の根本の法規である、兩々對立するものである、尤も此の點に付きましては一部の憲法學者の間には議論がありまして、所謂國法一元説に基

まして、現在でも皇室典範は憲法に基いて成立するものであると云ふやうに説いて居ります。併し他の一方寧ろそれが通説であらうかと思ひます。所謂國法二元説に依りまして、帝國憲法と皇室典範とは相並んで國家最高の根本の法律であると云ふやうに考へて居ります。其の國法二元説は今回の憲法改正に依つて完全に解消せざるを得ないのであります。疑ひもなく國法一元説の外はありません。皇室典範は憲法に基いて成立するものであります。即ちそれは法律である、併しそれが名稱に於て法とはいはれ、法律とはいはれぬ、だからその性格に於ても一般の法律よりも稍々強い、一段高い地位にあるものであると云ふやうな感じを起すことではないであらうか、さう考へますことは從前の通説であつたと私の考へます國法二元説にまだ幾らかの係はりを持ち、國法二元説の殘滓申します。さう云ふやうなものが、にじみ出て居るやうにも思ふのであります。此の點即ち皇室典範の性格、延ひて其の名稱と云ふことに付きまして、先づ政府當局の御考を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(金澤徳次郎君) 皇室典範の名稱は、改正憲法の第二條にある所を其の儘踏襲を致しまして法律の名稱とした譯であります。憲法に掲げてあります所の此の典範と云ふ言葉が、形式的に固定せられた名稱であるのか、それとも實質的に決めたものであつて、形式的に如何様に引用するもの差

支はないのであるかと云ふ點に付きましては、實は餘り深き研究を致して居りませぬ、兎に角此の名前を踏襲して書くことが、憲法とびつたり合致する所以であらうと云ふ程度の解釋を以て今回の規定の表題とした譯でありませぬ、從來法律でありますものは、大體に於きまして法とか、或は法律とか云ふ言葉が表題に使はれて居りますことは、御説の通りであると考へて居りますし、又事の性質に於きまして、然るべき實質の理由があらうと考へて居ります、併し必ずしもそれと決つて居ると云ふ程の根本原理はないのではないかと存じて居ります、例へば明治三十一年に出来ました所の法律で、法例、法のたとへ書きました其の法例は、法例法とは言はないで、唯法例と言ひ放して居るやうに思ふのであります、詰り斯う云ふことは諸般の事情に依りまして、法とか、法律とか云ふ言葉を使はなくては宜い場合には、左様な慣例が生れて来るものと存じて居ります、皇室典範の典範と云ふ言葉は色々な意味に取れませうけれども、併し大體に於きまして、其の言葉自身が法と云ふことの内容を表すものであります故に、態々皇室典範法と書きますることは如何にも煩雜なやうに考へまして、憲法の起案の場合にも左様な法と云ふ字のない言葉を用ひましたし、又今同法と云ふ字を用ひなかつたのであります、左様な次第であります、特別深い意味を持つて居る譯ではありません、そこで次に起ります問題は、御尋の唯皇室典範と言ひ放して置くと、此の現在の皇室典範と結局紛はしいのであります、今の典範に伴つて居る所の法律二元説の考が

今後にも移り行つて、何となく此の皇室典範と云ふものが法の中の特別なものであると云ふ聯想を起すと云ふことに觸れて御尋になりましたが、私自身の現在の考と致しましては、皇室に關します規定に付きまして、或程度の相應しき尊嚴さを備へますことは適當なことと考へて居ります、皇室に關します根本の制度であります故に、一般の法と云ふ言葉より何となぐ莊重に聞えまします所の典範と云ふ言葉を用ひて表題にすることは、其の莊重ならしむると云ふ意味に於て理由があると思ひます、併しそれが爲に法律的の扱ひ方に於て、特に其の效力に於て別個の特色を備へて居るものと云ふことになりまします、左様なことはな

も國會はありませぬ、彼とは是と照應するものであります、該當するものであります、併しながら現行憲法に於ける帝國議會と改正憲法に於ける國會とは別の存在であります、直ちに彼を以て之に代へると云ふことは出来ませぬ、之を許す爲には憲法の上に、改正憲法ですか、或は現行の憲法ですか、兎に角憲法上に其の根據がなくてはならぬ、或文の根據がなくてはならぬ、斯う思ひます、其の考に依りますと、今此處で帝國議會の議決がありまして、それは改正憲法の要求する國會の議決ではないのである、何等國法上の效力はない、之に依つては有效なる皇室典範は成立しない、斯う言はねばならぬと思ひます、同時に又譯つて考へますれば、今日の帝國議會、此の議會に於ては新しい皇室典範を審議する權限がないのではないかと云ふやうにも思はれます、尤も議會は政府から提案せられた法律案を審議するのが職能である、さうすれば彼此言はずに與へられた議案を審議する迄であります、一步溯つて考へますれば政府は斯様な法律案を此の帝國議會に提出する權限があるのかないのかと云ふ所に疑を起して參ります、そこででも政府は如何様な内容を有する法律案でも之を帝國議會に提出することが出来るのだ、斯う言ひ切ればそれ迄であります、成る程憲法上では政府は帝國議會に法律案を提出するだけでありまして、別に其の法律案の内容は制限して居りませぬ、併しながら政府は有效に成立すべき法律案をこそ提出すべきでありまして、效力の疑はしいものを提出すべきではない、假に憲法上では差支ないとしても、政治

的に考へまして甚だ奇妙な振舞であらうと存じます、此の點どう解釋されるか、簡単に申しますれば、新しい皇室典範は新しい國會に於て議決することが改正憲法の要求する所である、今此の帝國議會に於て我々が此の新しい皇室典範を審議するのは其の處を失つたものではないかと云ふことであります、此の點は新聞の記事に依りますれば早くも衆議院に於て問題となつた所のやうであります、當時政府當局から最善と思はせらるる答辯を爲すつたことでありませうが、事甚だ重大であります、形式に互ることではあります、極めて重大でありますから、此の席に於て改めて政府當局の御辨明を伺ひたいと存じます

○國務大臣(金澤徳次郎君) 改正憲法の第二條に於きまして「國會の議決した皇室典範の定めるところにより」とあるのであります、是は解釋の上に於きましては皇室典範は法律を以て定めると云ふことの趣旨でありまして、「國會の議決した」と云ふ言葉は、其の實體の方から皇室典範の法律である所を示して居るものと考へて居る譯であります、既に左様に考へまして第二に憲法が改正せられた後に於きましてこの皇位の繼承と云ふことは瞬間的にもう規則として明白にして置かなければならないことであります故に、憲法施行の其の瞬間から、明白なる繼承規定がなければならぬことと考へて居ります、従つて憲法の施行に伴ひまして、どうしても法律を以て定むる所の皇室典範がなければならぬ、斯様なものを決めることは、憲法施行の準備を致す所以になり得ると、斯様に考へて居ります、そこで改正憲法の補則第百條に依りますれば、此の憲法を施行する爲に必要な法律の制定は、前項の期日より前に之を行ふことが出来る、と云ふ意味の規定があるのでありますから、原則として斯様な意味を持つて居る法律は、此の時期の點から申しまして、憲法の施行せられざる今日に於て、爲し得ることと思ふのであります、更に次の問題になりました、それでは如何なる手續に依るかと云ふ風になりますと、固より憲法が施行せられて居ない譯でありますから、憲法に依る新しい國會はまだ出来て居ないのであります、けれども第百條が備つて居ります所以のものは、出来な

○村上恭一君 失禮ながら苦しい辯明と申上げる外はないやうに思ひます

と申上げる外はないやうに思ひます、併し改正憲法の文言通りにしますると、現行憲法の效力を失ふと同時に、現行の皇室典範が效力を失ふ、體て新憲法に基く國會の議決に依つて、新しい皇室典範が成立する、それ迄の間一時皇室典範が存在しない、斯う云ふ間隙を生ずることになります、是も好ましくない事實であります、其の好ましくない事實を救ふ爲には、要するに只今金澤國務大臣が御陳述下さつたやうな考に従ふ外はないだらうと私も了承致します、只今の私の質問に關聯しましては、此の新しい皇室典範は、現行の皇室典範の改正ではないと云ふことであります、現行の皇室典範の規定に基いて、之を全部改正する、さうして其の新しい皇室典範が出来上がるのでなく、固より實質に於ては彼と此と連續するものであります、形式に於ては彼此絶縁しまして、從來の皇室典範には關係なく、新しい皇室典範が成立する、斯う考へる外はない、それは其の通りであります、就きましては現行の皇室典範は、形式上如何に始末せられるのか、どう云ふ手續で葬り去られるのかと云ふことが、必然問題となるのであります、此の點に付きましては昨日渡部委員からの御質問がありまして、金森當局大臣の御答辭もありまして、其の意のある所を略々了解することが出来ましたから、是は私の質問致しましたのは省略致します、皇位繼承の根本の要件は世襲と云ふことであり、萬世一系と云ふことであります、此の世襲と云ふことと、萬世一系と云ふことが違ふと云ふことは……

○委員長(伯爵二荒芳徳君) ちよつと御注意致しますが、渡部委員の昨日御話になつたのは、速記録には載つて居りませぬでございますね、宜しうござ

る、「元日や萬世一系不二の山或は私の記憶違ひであるか分りませぬが、大體斯う云ふ文句であつたと思ひます、國民は此の萬世一系と云ふ言葉に深い意味を感じて居ります、金森國務大臣の常套の言葉を借用しますれば、國民の天皇に對する憧憬、それは萬世一系と云ふ文字に凝結して居る、斯う言うても宜しいと存じます、萬世一系と云ふ言葉は其のやうな、謂はば道德的の意味を持つて居る所に貴重な價值があります、それがかりではない、國法上にも立派に重要な意義を持つ觀念であります、皇統に屬する

と解する方が適切だと云ふ風に考へて居ります、尙萬世一系とか云ふやうな、例へた言葉を用ひますことは萬世に限らないのでありまして、何萬世、又それより大きい數になり得る譯のものではありませんから、斯様な比喩的な文字を以て言ひ表しますことは、何となく新しい憲法の率直なる文字を用ひます行き路にそぐはない、斯う云ふやうに考へましたので、今仰せになりましたやうな方面の考慮は之を避けたのであります、斯う云ふことは、非常に蛇足ではあります、先程御示になりました内藤鳴雪氏の俳句なぞの例を探りますと、私の記憶では「元日や一系の天子不二の山」と云ふやうな句でありまして、萬世と云ふ言葉は使はれて居りませぬでしたけれども、併し直感としては同じやうに響いて來ますので、複雑なる文字を使はないやうで、一理あるやうに考へて居ります

王とする、三世以下無制限に萬世迄でも嫡男系であり嫡出である以上は王であり女王であり皇族であると云ふことを明かに定められて居りまして、是は當然さうあるべきことと私も誠に満足する次第であります、處で其の出生に依つて當然皇族たる御方、それが皇族の身分を離れられる場合に付きまして第十一條其の他數條に規定がありま

○村上恭一君 宜しうございます、世襲と云ふことと、萬世一系と云ふことが違ふと云ふことは、曩に帝國憲法改正案の審議の際に、佐々木博士から續陳述せられた所でございまして、私共も全然同感でございまして、然るに其の世襲なることは、憲法第二條に明記せられて居りまして結構であります、萬世一系と云ふことは茲に現れて居りませぬ、そこで私共は憲法改正案審議の際に、せめてそれは後に皇室典範の制定せられます際、そこに之を打出して戴きたいと云ふことを念願したのでございまして、然るに今回提案せられました皇室典範を見ますと、矢張り萬世一系と云ふことは書き出してないのであります、其の字義は分ります、此の皇室典範第一條に「皇位は、皇統に屬する男系の男子が、これを繼承する」とあります、其の皇統とは天皇の血統と云ふことと思ひます、其の天皇とは架空の天皇ではない、現在又は過去の天皇であります、天皇たりし御方の血統を見ますれば、それは即ち皇祖皇宗以來萬世一系の系統に違ひないのであります、趣旨は分ります、併し文字の上で表現して居ないと云ふことを私は遺憾に存するのであります、萬世一系と云ふことは固より國民の信念、情操に於きまして何とも言へない有難い意味を持つて居ります、人口に膾炙して居ります有名な俳句、是は故人内藤鳴雪翁の絶世の明吟であると存じます

○國務大臣(金森徳次郎君) 憲法の中の世襲と云ふ文字は、成る程萬世一系と云ふことを表す文字とは違つて居りますけれども、斯様な文字の中に含まれた意味は、萬世一系と云ふ考であつた譯であります、從つて皇室典範を設けます場合に、更に之を繰返しますと云ふことは寧ろ必要のないことであり、國民の間に染込んで居る萬世一系の思想、此の憲法其のものの上に簡略なる文字に依つて表はされて居る

○村上恭一君 何處迄も遺憾に存じますが、併し只今の論議は已むを得ず此の程度に止めて置きます、皇室の構成、成り立ちと云ふ問題でございまして、是は申す迄もなく天皇と皇族とを以て組織せられる一つの集團であります、此の皇室の構成に付ての根本原則は、所謂百世皇族の原則と皇室一家の原則であります、皇室に出生せられた御方は皆ての天皇より百世の後に至る迄皇族である、當然皇族である、體て皇族の身分を離れられることはありません、一應は皇族となる、是が百世皇族の原則でありまして、其のことは本案の皇室典範でも認められて居ると存じます、即ち第六條に「三世以下の嫡男系嫡出の子孫は、男を王、女を女

王とする、三世以下無制限に萬世迄でも嫡男系であり嫡出である以上は王であり女王であり皇族であると云ふことを明かに定められて居りまして、是は當然さうあるべきことと私も誠に満足する次第であります、處で其の出生に依つて當然皇族たる御方、それが皇族の身分を離れられる場合に付きまして第十一條其の他數條に規定がありま

其の名稱として定められたものであります、唯それだけの意味しかない、國法上別段の意味のあるものではない、皇室には氏名がない、日本國中苗字のないのは唯皇室あるばかりであります、宮家なるものはさう云ふものであると存じます、就きましては甚だ些細のことにと互ひますが、併し今申したことに

關聯しますから申し添へたい、參考としまして皇室の御血統を圖に現はしたものを載せました、誠に結構でございますが、此の終りの備考の所に、其の第二項であります、「本系統圖は實系の男系によつて、示した、誠にさうあるべきで結構であります、其の次の「宮系又は女系によれば」云々と云ふことであります、女系と云ふのは男系に對すること能く分ります、宮系と云ふのは何でありますか、一つの宮家を本位としてそれから出て来る系統と云ふ意味らしく感じられますが、さう致しますれば、一つの宮家を本位として系統を考へると云ふことが間違つたことである、いけないことである、皇室は唯一、唯一本であります皇室の系統はあります、それは現在又は嘗ての天皇を基本とした系統であります、其の外に各宮家を中心とした系統、宮系と云ふものがあるべき筈はない、斯う云ふことを考へますのは私は間違ひであると云ふ風に考へます、若し此の私の考が間違つて居りますれば御示教を願ひます、是は皇室一家の原則に反するものである、斯う私は考へるのでございませう、諸其のやうに皇室が一家でありますれば、一つの集團でありますれば、其の皇室の内部に於て相當な秩序が維持されねばならぬ筈であります、其の秩序を維持する爲に何等か其處に權力を申しますか、或力の働がなくてはならぬやうに思ひます、現行の皇室典範に於きましては、此の點は甚だ明確でありまして、總てがさう云ふやうな頭で編み綴られて居りまして、其の中心を集約することとしまして第三十五條に「皇族ハ天皇之ヲ監督ス」とあります、天皇は皇族を監督する權力

を御持ちになつて居るのであります、その權力がどう云ふ形で行はれるか、どう云ふ範圍、どう云ふ程度で行はれるか、是は事、細目に互ひます、そして又それは時に變遷のあるべきものでありまして、今日迄のそれと今後のそれとが異なる所のあるべきは當然であります、其の後に於きましては皇室一家に於て、其の内部の秩序を維持せられる爲には天皇が皇族を監督する、或形に於て、或範圍、或程度に於て其の監督の力を行使せられると云ふことがなくてはならぬと思ひます、其のことは此の新しい皇室典範に少しも現れて居りませぬ、此の點はどう云ふ風に考へて宜しいものか、政府當局に於てはどう考へて居られまするか、承りたいと思ひます

○國務大臣(金澤徳次郎君) 皇室御一家の原則は御説の通りと存じて居ります、宮系と云ふ言葉が御廻し致しました所の書類の一部にあるやうであります、宮系といふことは恐らく何所かの部分に於て用ひられて居る所の慣用語であります、格別なる深い意味はないと思ふ譯であります、過去に於きまして御養子と云ふ途がありまして爲に、古い時代に左様な關係の爲に特別な言葉を以て系統の續き工合を言ひ表す理由があつたかと思つて居りますが、是は結局參考書を作製しました人の考でありますので、私が今、的確に御説明を申上ぐるのには不適當な立場にあります、次に皇族の御監督に關する規定の御質疑がありました、天皇が皇族を御監督になります、場合、ありと致しますれば、私法の場面は、ありと致して居ります、詰り私の法の場面に於てあるものであるならば、皇室典範に之を書くことは必ずしも適當ではないと思ふ譯であります、若し亦是が公の法秩序の關係でありますならば、之を國の法律の中に書き表しますことは、改正せられました憲法の天皇の御權能に顧みまして、列記せられました事項の外に當るものと考へる譯であります、それ等の考慮の下に於きまして、此の典範は天皇が皇族を御監督になると云ふ規定を設けては居りませぬ、必要な局面に於きましては民法上の規定が之に當つて來るものと存じて居ります

○村上恭一君 次は天皇及び皇族の身位其の他の權義と云ふことに關して御尋したいと存じます、現行の皇室典範増補は明治四十年二月に制定せられたものであります、其の第七條第一項に「皇族ノ身位其ノ他ノ權義ニ關スル規程ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム」とあります、皇族に於て然り、況や天皇に於てをやであります、天皇及び皇族の身位其の他の權義に關しては別段の規定を設けることがあつて、それは一般の人民のそれとは違つたものであると云ふことが茲に定められて居ります、此の天皇及び皇族の身位其の他の權義に關する規定は今後どうなるのでありませうか、天皇は勿論、皇族も亦何としまして特殊の地位を持つて居られます、之には國法上別段の意味を取付けるのが當然であります、從つて天皇及び皇族の身位其の他の權義に付きましては何等か特殊の規定がなくてはならぬ、其の規定の内容、是は又時に依つて異なるべきものであります、殊に今回國法の上に重大な變換があるのでありますから、今日迄のそれと今後のそれが全然同じであるべき筈はありませぬ、大いに異なる所がありませうが、併し今後は全然さう云ふ規定は無くなる、又さう云ふ規定を設けてはならぬのだと云ふものではなからうと思ひます、曩に帝國憲法改正案の審議せられました際、其の第三章國民の權利及び義務、此の章に於ける各條の規定が天皇に適用があるのかないのか、茲に謂ふ國民の中に天皇を含むのか含まないのか、是は當時白熱的論戰の一つの對象となつたものであります、我々としては遂に明確な結論に歸着することは出来ませぬ、各自の判斷に残されたやうな姿であります、天皇は姑く措きまして、皇族は是は第三章に謂ふ所の國民の中に含む、其の各條の規定は皇族に適用があると申して宜しいのであらうかと私は思ひます、としますと、皇族の身位其の他の權義に付きまして、此の憲法第三章各條の規定が適用せられ、其の範圍内に於て此の規定に牴觸しない限度に於て特別の規定を設ける外はないと云ふことにならうかと思ひます、そこで伺ひたいのは、天皇も同様であります、姑く天皇は別にしまして、皇族に付きましては、原則として一般の人民と同じ規定が適用せられる、憲法に許す限度に於て特殊の規定は設けることはあるが、其の特殊の規定のない以上は一般の規定、一般の人民に適用すると同じ規定、身分關係、財產關係と言へば、主として民法、さうして又其のやうな關係に付て争を生じ、皇族相互間又は皇族と人民との間に争を生じて訴訟となつたと云ふ場合には、それは民事に付ては民事訴訟法、裁判所構成法、さう云ふ普通法の適用を受けるのであります、此のやう

に了解して宜しいのでございませうか、其の點を伺ひたいと思ひます

○國務大臣(金澤徳次郎君) 大體御説のやうな考へ方を以て政府は事物を進行して居ります、詰り此の憲法改正の論議の時に、此處で實際問題となりまして、皇族も亦國民の一人であるかどうか、或は天皇も亦國民の一人であるかどうかと云ふ點に付きまして、各々解釋は自由であると云ふことに話は進行したと記憶をして居ります、政府としては一つの解釋を持たなければならぬ、其の前提から申しますと、私の生活に於ては皇族も亦國民として考へべきものである、斯様な風に考へまして、さうして皇位繼承と攝政就任と云ふ、此の憲法の掲げて居ります特別な事柄と結附けまして、特殊なる例外を求むる場合は例外を認めても宜しいけれども、其のやうな關係から例外を求むる理由の起らない場合は、總て國民は法律の下に平等であると云ふ原則が當て行くと考へて居ります、其の趣旨に基きまして、今御示になりましたやうに私法の關係に於きましては、原則として國民と同じであつて宜しいと云ふ考へ方に到達致して居ります、又司る法の關係に於きまして、大體に於きまして一般の規定に依つて宜い云ふ風の方向に於て研究を進めて居ります、其の外幾分の例外は固より起るものと存じて居ります、例へば戸籍法の如き問題になります、此の皇室典範に豫想して居ります所の皇統譜と云ふものが特別な意味合を持つて來まして、そこに何等かの例外が起つて來るであらうと想像して居ります、大體左様な考へ方に基きまして目下法律の研究をして、

来るべき通常議會にそれ等の規定を議會に提出して協賛を求めたいと存じて居ります

○村上恭一君　そこで續いて御伺ひ致しますが、皇族にも大體に於て普通の法規が適用せられると云ふことを前提として併し皇族に關しては場合によつては例外の規定を設けることもある、併し其の例外の規定は、憲法の原則に抵觸してはなるまいと思ひます、で一つ問題として伺ひたいことは、憲法第二十四條の第一項に「婚姻は、兩性の合意のみに基いて成立し、」云々とあります、婚姻の要件は唯當事者二人の合意のみに限るのであります、其の他に現行の規定にありまうに、やれ家族にありては戸主の同意を要するとか、又は成年未滿の者にありては父母の同意を要する、さう云ふ條件を取附けてはならぬと云ふことにならうと存じます、現に現行の民法はさう云ふ方向に向つて、さう云ふ線に沿うて之が改正を目下當局に於て御審議中であるやうに伺つて居ります、處で轉じて此の皇室典範の議案を見ますに、其の第十條に立后、是は天皇に關することでありますから暫く別と致しまして、「皇族男子の婚姻は、皇室會議の議を経ることを要する、」此の皇室會議の議を経ると云ふのが、單に諮問に答申すると云ふのか、或は決議すると云ふのか、言ひ換へれば、此の關係に於て皇室會議は諮問機關なのであるか、決議機關なのであるか、稍々疑はしいやうに存じまするが、是は逐條審議の際の質疑に譲ることに致しまして、何れにしまして、此の皇族男子の婚姻が皇室會議の議を経ると云ふ條件を必要とする、當

事者二人の合意の外に斯様な要件が必要と云ふことは、憲法第二十四條第一項の要求する所に合致しないのではなからうと云ふやうなことを私は疑ふのであります、さうして強いて想像を逞くして、最悪の事態を頭に浮べて見ますれば皇室會議の議を経るに皇族男子が婚姻を爲さむとする、其の婚姻が法律上有效であるかどうかと云ふことが争となつて、遂に裁判所の事件となつた、そんなこともあり得ないとは言へない、まさかそんなことが事實起つて來ようとは思ひませぬけれども、強ひて想像すればさう云ふことも頭に浮ぶ、さう云つた事態となりましては、裁判所は憲法に依つて違憲立法を排斥する權を與へられ居ります、憲法に違反すると認める法律は無効なりとして、之を適用しないと云ふ權を與へられて居ります、裁判所が此の違憲立法審査權に基きまして、皇室典範第十條に「皇族男子の婚姻は、皇室會議の議を経ることを要する、」と規定は、憲法第二十四條第一項の規定に違反するものである、是は無効である、斯う言つて皇室典範の部分的の無効を宣言すると云ふやうなことも起つて來るのぢやなからうか、斯う云つたやうなことが考へられます、そこで今日問題として伺ふ所は、廣く關聯はしますが、其の一端としまして、皇室典範第十條の規定、それは憲法第二十四條第一項の規定に抵觸する處はないかと云ふことを此處で御尋ねしたいと思ひます

○國務大臣(金森德次郎君)　御説の通り憲法第二十四條第一項の規定に依りまして、婚姻は、兩性の合意のみに基いて成立すると云ふことは儼然たる法則であり、之に對する例外はつきりした理由がなければあり得べからざることを考へて居ります、併しながら此の憲法の第三章に掲げてあります所の自由權は、一應は絕對的の規定ではありますけれども、而もそれは第十二條等に依りまして、「公共の福祉のため」と云ふ枠の中に於てのみ用ひらるる規定であると云ふことは、憲法解釋上當然のことと考へて居る譯であります、さうして又憲法は皇位繼承と云ふことに付きましては、世襲と云ふ言葉を用ひ、其の考の中に、文字には當然に入つては居りませぬけれども、世襲と云ふことに結び合はせて持つて居る基礎原理と致しましては、血統が世襲と云ふことに相應しい程度に純潔でなければならぬと云ふことを含んで居ると存じます、是等を綜合して考へて行きますれば、憲法第二十四條には「兩性の合意のみに基いて成立し、」と云ふことになつて居りますけれども、皇位繼承の基本的原理に當倣まして必要なる制限を爲し得ることは、其の條文の相互の關係から顧みまして當然であります、又今の二十四條が、直接には公共の福祉の範圍内に於て存在すると云ふ明文がある點から見まして、斯様な皇室典範第十條の規定が生れ出ることは憲法上正當であると、斯様に考へて居ります、唯念の爲に附加して置きますが、此の規定は已むを得ざる最小限度に於て、此の婚姻の成立の條件を附したものであります、運用の實際に於きましては可なり裕りのある規定と存じて居ります

○村上恭一君　尙他に御伺ひたい點も多々ござりますが、併しもう大分時間も経ちましたから、私としましては最後に一點伺ひまして、此の機會に於ける質問を終りたいと思ひます、それは外でもありません、元號のことではあります、年號、此のことは昨日渡部委員から御質問もございましたが、私に勿論論議はしますが、少しく別の側から御伺ひしたいと存じます、抑々此の元號なるものは皇室典範に屬する事柄ではないのであります、現行の皇室典範の中の第十二條であります、が「踐祚ノ後元號ヲ建テ」云々とあります、此のやうに元號のことから皇室典範の中に規定してあるのは間違ひだと云ふ説がありまして、私は尤もと思ひます、併し現行の皇室典範に規定してあることでありますから、此の機會に私は問題としたいのであります、尙元號なる制度は、私一個の私案としましては、之を全廢するが宜いと云ふことを考へて居りました、今日迄或機會に其の私見を漏りましたことも二三回ござりますが、若し之を斷行するならば今こそ絶好の機會であると思ひます、併し政府にはさう云ふ御意思もないやうでござりまするから、そこ迄私は突き進んで論じようとは思ひませぬ、元號を存する、それは御一世の間に之を變更せられない、所謂一代一元、是は明治元年の定制である、之に據ると云ふことでござります、元號を存置せられまう以上は、せめては此の一代一元と云ふことでなくては、かぬ、それがさうありますことは結構であります、唯其のことが今後はどう行はれませうか、承る所に依りますれば、明治元年の元號は太政官の布告でありましたか、今後は御一代の間に年號を改められることはいないと云ふことを定められたのであります

て、其の所謂明治元年の定制は今以て效力があるに違ひない、皇室典範第十二條には「明治元年ノ定制ニ從フ」とあります、明治元年の定制が生きて居る、其の生きて居る明治元年の定制の通りにするのであります、明治元年の定制なるものは太政官布告、それは今尙有效なものであります、であります、其の明治元年の定制、太政官布告の趣旨を解釋しますに、其の年號は勅定せられる、天皇が之を御決定遊ばされるものと解せられる、さう解釋する外はなからうと思ひます、其のことが今後尙差支なく行はれるであります、と申しますのは、改正憲法に依りますと、天皇の權限、それは極度に制限されてしまふのであります、即ち憲法第四條の第一項に「天皇は此の憲法の定める國事に關する行爲のみを行ひ、國政に關する權限を有しない、」天皇の權限は憲法所定の國事に關する行爲だけに限るのであります、處で元號を定めると云ふことは、正に國事に關する一つの事件であります、天皇が之を行はれられれば、それは國事に關する天皇の行爲であります、併し之に付ては憲法に何等規定がない、「憲法の定める國事に關する行爲」の中には、年號を定めると云ふことを含まないと思ひます、新憲法の下に於ては天皇は年號を御決める權限がなくと云ふことになるのではないかと、さうすると其の年號は一體誰がどう云ふ手續で之を決めるのかと云ふことが分らなくなつて參ります、です、そこを伺ひたい、それから年號に付きましては、何か明確な規定が矢張りあつた方が宜い、明治元年の太政官布告、それを八十年後の今日、今後

亦長い間、其の儘持續して行くより、此の機会に於て、形式は或は法律でありませうか何かを以て、年號に付ての明確な規定を設けるのが當然ではないかと、斯う考へるのではありません、將來年號はどう云ふ手續で決まるのか、之に付て明確な規定を設ける意思が政府にないかと云ふことを伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(金森德次郎君) 元號の點に付きましては、今大體御示を願ひまして、其の御示し下さいましたことが答となり得べき部分が大部分であります、御説の通り明治元年の九月八日の太政官布告に依りまして、年號は一世一元である云ふ方針が立てられて居りまするが故に、今日皇室典範第十二條の規定が無くなりまして、此の基本のものが存在して居りまするからして、實行上に於きまして差支はない、即ち現在の年號が其の舊國法上の價值を以て行はれて行くと云ふ點に付きましては、一點の疑はございません、而して更に將來年號が定められまするやうな場合に於きまして、如何なる基準の規定があるかと云ふことになりまると、是は問題が多少起り得ると存じて居ります、私の只今の見解では、矢張り此の明治元年の太政官布告が其の儘效力を持つて居るが故に、之に準據して元號を定むべきものであると考へて居ります、併しながら今御示のやうに、天皇の御權能の中には、多分元號を定めまする權能が含まれて居ないと存じて居ります、従つて此の元號を定めまするの、解釋だけの範圍で進むものと致しますれば、明治元年の太政官布告の規定と、新しき憲法の規定と、之を組合せまして、そこに解釋論が生

れて来るものと存じて居ります、天皇の御勅定になつたと云ふ此の明治元年の規則、憲法の定まつたる新たな後、に於きましては、恐らくは内閣の所管することであるか、或は法律を以て定むべきものであるかの孰れかになるものであるかと存じて居ります、私は内閣で決めるものと、只今の所では解釋をして居ります、尙附加へてありまするが、左様な場合に天皇と組合はされて考へられまする所の年號が、内閣だけで決まると云ふことは甚だ不自然なやうに響かないではございませぬけれども、併し改正憲法の規定から致しますと、是は冷やかなる法理の導く所に従はなければならぬ、併し儀式に關しますることは天皇の權能に續するのでありますから、左様な内閣で決つた所の元號と云ふことを儀式の面に於きまして天皇の御權能の範圍に導き入れることは考へ得べきものと思つて居ります、そこで次に起りまする問題は、今御示になりましたやうに左様な問題であるならば、此の際適當なる立法の他の措置を講じて、將來の此の元號の基礎を確かにして置くのが宜いではないかと云ふ御尋かと存じまするが、是は御尤もなる問題と存じて居ります、併し他の一面に於て考へなければなりません、今村上さん自身は御示しになりましたやうに、此の元號と云ふものを今後存続することに付きまして考へなければならぬ幾多の面があると云ふ點であります、例へば此の元號と云ふものは定めることは定めるけれども、年を現す爲にどう云ふ範圍で之を使ふのか、或範圍の人は之を使ふ、或範圍の人は紀元年數を使ふ、或範圍の人は西曆を使ふと云ふやうに國法秩序の上に於てば、一であつて宜いのであるかどうか、それは一つの問題であります、或は斯様な元號と云ふものを將來とも持續することに何か尙考へて見なければならぬ點があるのではなからうか、斯う云ふ點、それから又天皇を國の象徴として仰いで居る限り、其の天皇の御治世に結び合はせて、新たな元號が出て来るやうな制度が正しいではないかと云ふやうな考へが幾多起つて来る譯であります、是等を研究致しまする爲には、今日それに對して積極的な法理上秩序を作ることは稍々考慮すべき點がありますので、現在過去の制度が生きて居ることを其の儘活用して特別なる立法の措置を講じない次第であります

○村上千一君 私は是で終りました ○子爵梅園篤彦君 私は此の機會にはんの一、二點簡單に伺つて置きたいと思ふのであります、それは皇室典範案の第六條には、「三世以下の嫡男系嫡出の子孫は、男を王、女を女王とする」とありまして、現行皇室典範の五世以下と云ふのに比較致しますると、餘程短縮された譯であります、此の五世以下と云ふ規定は恐らく大寶令に於きまして五世以下を以て臣下とすると思ふ所から出たものであらうかと思ふのであります、兎も角現行皇室典範に於きまして五世とありまするのを、皇室典範案に於きまして特に三世と短縮されました其の理由をば一つ伺つて置きたいと思ひます

○國務大臣(金森德次郎君) 第六條に於きまして親王、内親王の範圍を狭く致しましたのは、結局大寶令の考とそれから明治の皇室典範との考との中間を行くやうな折衷的な考へ方でありまして、今御示しになりましたやうに、大寶令に於きましては、親王の範圍は非常に狭い譯であります、皇兄弟と皇子だけが親王でありまして、二世、三世、四世は王であります、五世以下は皇族ではないと、斯う云ふ風に非常に狭くせられて居つたのであります、それが實際の事情に合はない爲に、漸次擴大されて稍々統一を失つたやうな、狀況になつて居つたのであります、此の明治の皇室典範に於きまして、さう云ふ點を考慮せられまして、皇族の範圍を相當擴大せられまして、今迄と違つて四世迄は親王、内親王でありまして、五世以後は永久の皇族である、斯う云ふ風に定められた譯であります、此の考へ方を新たな法律案を制定致しまする立場に於て、もう一遍考へ直して見ますと、此の皇位の繼承が何等の斷絶なくならぬに行はれて行きまする一面を考へ、他の一面に於きましては、國民の中に特別に扱はるる人が少い、全く皇位繼承、攝政就任と云ふことからして考へ合せて、國民の中の此の特別の地位を有する人の範圍を決めて行くと云ふ考へ方を折衷させて行きますと、どうも現在の制度は廣過ぎると云ふ考へ方が起りまして、結局是は後は腰だめと云ふより外に仕様がありません、大寶令と現在の制度との中間を取りまして、二世迄を親王、内親王とする、三世以下は王、女王とする、而も是は制度の建前に於きましては、永久皇族の制度を取るが、運用に於きましては、そこに大なる注意を加へて、皇族外に御移りになる場面を豊かに認めて置く、斯う云ふ風に出来たのであります、要するに實際の事

情を考へ合せて、折衷的な規定を定めた譯であります ○子爵梅園篤彦君 次に伺ひたいと存じまするの、現行皇室典範に於きましては、勅旨又は情願に依りまして、華族に列せらるゝとありまするからして、臣籍に御入りになることが明かに出来る譯であります、皇室典範案に依りますと、此の點に付きまして、聊か疑を懷く餘地があるかのやうにも考へられるのであります、即ち皇室典範案の第六條に於きまして、五世をば三世に短縮をされました同條の精神から申しますと、同法第十一條に於きまして、皇族の御意思を尊重致しまして、皇族御自身の御意思だけで以て臣籍に御入りになることが出来るやうに致す方が矛盾がなくて宜いのではないかと考へられるのであります、然るに同法第十一條には「年滿十五年以上の内親王及び女王は、その意思に基き、皇室會議の議により、皇族の身分を離れる、云々とありまして、皇族は自己の御意思だけでは臣籍に御入りになれない、どうしても皇室會議の議を経なければならぬ」と云ふことになりまると、然らば皇族は自己の御意思だけで皇族たる身分を離れられることは出来ないものであります、伺ひたいのであります、皇族御自身の御意思に依つて臣籍に御入りになれないと云ふことは相當重大な問題であるかと考へられまするが故に、特に此の點に付ての御説明を煩はしいと思ひます

○國務大臣(金森德次郎君) 御説の點は相當此の皇室典範の全般に亘りまして、色々な所に姿を現して来る問題であります、と申しまするの、國民の

自由と云ふ思想と皇室の組立と云ふこととの間に色々な境界線の問題が起つて来まして、其の一つに屬する譯であります。此の典範の建前と致しましては、皇族は何故に特別な地位を御持ちになるかと言へば、皇位繼承とそれから攝政御就任と云ふ一つの重大なる任務がありまして、其の順序、機會が生じ来りますれば、否應なしに皇位の繼承、攝政就任と云ふ重大なる地位に御就きになる譯であります。勿論皇族の配偶者は是は稍々事情を異に致しましては、左様な考が基になつて来る譯です、して見ますれば、さう云ふ重要な、國の中心となりまして仕事に責任を御持ちになる限り、茲に何等かの制約が現れまして、一般國民の持つて居る自由と違つて来ることは、是は免がれ得ないことと存じて居ります。唯制度を作り出す時に、斯う云ふ所に不自然の所のないやうには常に注意をしなければならぬが、理論としてはどうしてもさう云ふ場面が出て来るのであります。従つて第十一條の一項に示されて居りますやうに、内親王及び王、女王が皇族たるの身分を御離れになる場合に於きましては、御一人の意思だけではない、更に皇族全體の様子から考へまして、今御離れになつても宜しいかどうかと云ふことを、曩に述べましたやうな、皇位繼承、攝政就任と云ふことと關聯を致しまして、皇室會議で議すると云ふ趣旨に致しましては理論にも合ひ、實際に無理がない程度に於て缺點が除かれると云ふことが、此の規定の考であります。

○子爵梅岡篤彦 私は皇室典範案に於きまして、皇族が其の御意思だけに依つて臣籍に御入りになる途があつて宜いと云ふやうに考へますが、此の點は此の程度に止めて置きます。次に新憲法の施行に依りまして、有爵者がなくなつての華族でありますから、華族者あつての華族でありますから、華族と云ふ族稱は自然消滅するものと考へます。左様に了解して宜しいのであります。念の爲に何つて置きたいのであります。尙華族の族稱もなくなつて致しまして、皇族の御降下と言つた場合に於きまして、相當御困りになることがあつたやうなものと云ふやうに思はれますが、此の點に付ての大臣の御所見を伺つて置きたいと思ひます。又之に關聯致しまして土族の族稱に付て併せて伺ひたいのであります。土族の族稱廢止に付きましては、實に聞かして何等聞かして居らないのであります。土族の族稱は其の儘に存置されるのであります。或は又之に對しまして何等かの措置を執られるのであります。此の機會に伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(金澤徳次郎君) 御尋の、華族と云ふ族稱が自然改正憲法の實施に依りましてなくなることと存じて居ります。従つて皇族が皇族の身分を御離れになる場合に於きまして、現在のやうに臣籍降下とか、或は家督相續の爲の降下と云ふ途はなくなつてしまつて、一般の國民と同じやうな地位に御成りになると思ひます。それは現行の制度から見ますと、可なり飛躍的な感じがせぬでもありませぬが、憲法改正の建前から申しますれば、左様な結果になるの外はないと存じて居ります。又此の土族の稱號、其の族稱を廢するかどうかと云ふ問題に付きまして、既に華族と云ふ名稱がなくなり、其の他特別なものがなくなりました。今日に於きまして、理論に於きましては土族と云ふ族稱も何とかなければならぬもののやうに私は考へて居ります。けれども、此の問題は私の所管を離れて居りますので、まあ學說的な意見を述べる程度に於て今日は御許を願ひたいと思ひます。此の問題は司法大臣から申上げたならば、或は司法大臣か、内務大臣か、どちらかはつきり存じませぬが、其の方からはつきり御答をした方が宜しいかと存じます。

○委員長(伯爵二荒芳徳君) 宜しうございますか。次に松村君。

○松村眞一郎君 私は皇室典範が法律であることと云ふことが解り来ない、何處に法律と云ふことが書いてありますか。

○國務大臣(金澤徳次郎君) 文字のなほ所に法を發見すると云ふことは、法律解釋の範圍内に於て既に存在するものと存じて居ります。皇室典範の來るべき形が法律であると云ふことは、其の趣旨に於て、改正憲法第二條の問題であります。其の結論を導き出し得るものと存じて居ります。

○松村眞一郎君 それは解釋問題でありますから、私は法律にあらざることを云ふことを解釋致して居る、何故かと云ふこと、憲法の中に法律と云ふことを明かにする必要がある、何もさう云ふことを避ける必要はない、法律を以て皇室典範を定めると書けば宜い、何故故に憲法に法律と云ふことを書かなかつたのであります。其の書かなかつた理由を承りたい。

○國務大臣(金澤徳次郎君) 何故故に書かなかつたかと云ふことは、詰り書

なくとも宜かつたから書かなかつたと、斯う御答をする方が、簡單にして適格であると存じます。其の内容が法規であり、而も國會の議を経るものであると云ふ場合に於ては、それが法律であると云ふことは、此の建前を見れば、自然に分ることと存じて居ります。さうして典範と云ふ言葉は、先に述べましたやうに、法と云ふ言葉の一つの尊嚴なる言ひ表し方である、勿論場合に依つて違ひますが、廣い法の中の或特殊なものを指す場合の、尊嚴なる言ひ表し方であると言へると思ひます。でありますから、皇室典範と云ふことは法であつて、それが國會の議を経て居ると云ふことであります。故に、茲で即ち法律であると云ふ風に考へます。其の趣旨に依つて、例へば法律公布とか云ふやうなものの規定とも相照應して居ります。或は此の憲法に反する法律は效力を持たないことと云ふやうな規定とも照應し、其の他法律と云ふ言葉が使つて居ります所に於きまして、此の典範を抜いて讀むと幾多の不合理が起つて来るのであります。是等を綜合すれば、憲法全體の意味から見て、法律であることは疑ないものと見て居ります。

○松村眞一郎君 私は疑がある。考へますから何つて居るのであります。是は解釋論であります。何故故に憲法を作る際に特に法律と書かなかつたかと云ふ理由が、私は今の御説明では分らぬと思ひます。書いてないけれども、法律と云ふやうに解釋するの外はないと云ふ言ひ譯であれば、私は了解致しますけれども、書かないと云ふ理由に私はならないと思ひます。何故故に書かなかつたかと云ふことを私は何

つて居る、何故故に書かなかつたのであります。

○國務大臣(金澤徳次郎君) 過去の憲法制定の色々な理由を蒸し返して、此處で説明することが若し委員長に依つて許されれば、其の條件の下に御答を致したいと思ひます。實際此の改正憲法の骨子を致しましては、内容は最も合理的なる現代の姿に合はなければならぬ、併しながら皇室の尊嚴に付きましては、相當字句の間に用意を用ひると云ふ主義を執つて居ります。従つて皇室典範と云ふ言葉を用ひることが好ましかつたのであります。併しながらそれが若し法律でないと言ふ誤解を受けること、甚だ不適當であります。故に、「國會の議決した」と云ふ言葉を加へまして、婉曲にそれが法律であることを示したことは、是は皇室に關する制度に付きまして、一種の莊重さをも與へる趣旨に基いて居る譯であります。

○松村眞一郎君 莊重さを加へると云ふことが、法律と云ふ字を避けたければならぬと云ふ理由にはならないと思ひます。寧ろ是は法律でないと言ふことに憲法は初めから決めて居ると私は考へる、何故かと云ふと、此の皇室典範と憲法と云ふものと、兩々相對立して居つて、實質的の憲法であると云ふことを、是は穂積八束先生などは言つて居られる、是は金澤さんの能く御承知の通りであります。私は憲法と云ふものは、成文の日本國憲法に示されて居る全部が憲法ではないと云ふことは、本會議の演説に於て明瞭に申して居ります。日本の國の秩序を維持する所の根本法規の中で或ものを成文憲法として示したのでありますから、それに掲げ

るに至らなかつたものは實質的の憲法であるとは考へます、從來の學説は皆さうである、皇室典範と云ふものは其の實質上の憲法と見て居るのであります、兩々相對立して居るものと云ふ考へであります、余金森國務大臣の言はれた言葉を取つて申しますならば、特に尊嚴に致さなければならぬと云ふことを言つて居られる、特に尊嚴と云ふことは、法律の上に於ても特にならば、特に尊嚴と云ふことは、意味をなさない、法律と同じ高さにすると云ふならば特に尊嚴でも何でもない、金森國務大臣の答辯を自身が表示して居る如く法律よりも特に尊嚴であるべきである、と云ふことは明瞭でありますから、それで之を法律としなかつたと云ふことに私は解釋します、是は解釋の争ひであります、如何にさう云ふことを仰せられまして、此の憲法が法律と書いてない以上は、憲法は法律として居ないと言ふことは、決して誤りと云ふことは言へないと思ひます、其の點に付て如何でありますか、尊嚴であるとか、之を非常に重きを置かなければならぬと云ふことが、法律と云ふ文字を避けるべき理由になるのであります。

○國務大臣(金森德次郎君) それは言葉を使ふ時の、其の時々の考へ方に依るのであります、法律と云ふ言葉を用ふる代りに、其の法律の一つの場合を、皇室典範と云ふ國會の議決を経たる皇室典範と云ふ言葉を以て言ひ表はすと云ふ考へ方は、兎も角も成立し得る行き道であらうと存じて居ります、御話の通りになるや否や、是は解釋は自由でありますから如何とも致し方は

ございませぬ、それで尊嚴と云ふ意味で書いたならば、そこに別個の法律になる、斯う云ふ御話でありましたが、之も一つの考へ方であり、必ずしもさうばかりとは言ひ切れません、必すしも、例へば此の皇室典範の案に於きます、天皇が崩すると云ふ言葉が使はれて居ります、崩すと云ふ言葉は死すると云ふことと違ふと云ふことはならないと存じて居ります、又立后と云ふ言葉を用ひて居りますが、他の場合には婚姻と云ふ言葉があるのでありますが、是も言葉は違ひましても内容は同じ譯であります、矢張り斯様な國の機構と申しますか、根本に關しますやうな規定を設けまする時には、文字の上にそれ相應の變化のあることは、まあ然るべきことのやうに思ひまして、文字の變化があるから内容に變化がないと斷じます迄には、尙他の論議を必要とするのではないかと思ひます。

○松村眞一郎君 益々私は了解に苦しみ、元來此の皇室典範なるものの内容に於ては、從來の典範と異なる所はないと考へますが、如何でありますか、其の重要性が、國の根本法規としての重要性が今度の典範に依つて輕くなつたのであります、重くなつたのであります、如何でありますか、輕くなつたか、重くなつたか、と云ふことは、私には能く其の意味が掴めませぬので、それに對しましては御答は出来ませぬが、形式的なる意味に於きましては輕くなつたと思ひます。

○松村眞一郎君 實質を伺つて居るのです、實質上、國の秩序の根本法規である、根本規範である、此の典範と云ふ字があれば、それは法であると云ふことは明瞭である、それは宗教とか倫理とか云ふことに對する意味の法と云ふことには了解出来ませぬけれども、典範と云ふ字があれば、それが法律である、さう云ふことは直ぐ出て來ることではないと思ふ、兎も角憲法が非常に用意周到に法律と云ふ字を避けて居るのは法律と云ふものよりも重いものであると云ふ考へに於て、憲法は殊更に法律と云ふ字を用ひなかつたと云ふ方に私は議論を立てるのが相當であると考へ、只今申された崩御と死亡とか云ふことは、字は同じである、典範と云ふ字を書いて法律であると申しますことは何人が先に申して居りますか、文字は典範と書いてある場合には法律よりも上のものである、憲法と同じものであると云ふことに實質上解釋して居つたものが今度……、死亡と云ふ字は内容は同じである、何人も疑はない、併しながら私が今申しました如くに、典範と云ふ字は、典範と云ふものが法律と云ふことは從來解釋して居ない、憲法と對立したものであると解釋して居ることは御承知の通りであります、さう云ふ意味に於て、私は只今言はれたことは了解しませぬ、尙重ねて伺ひますが、此の典範を議するに當りまして、衆議院と參議院との意見の一致しなかつた場合には、五十九條の規定の適用があるのですか、衆議院の方で三分の二以上の多數で可決したものは法律になると云ふ其の適用もあると云ふ御考でありますか、如何でありますか。

○國務大臣(金森德次郎君) 典範と云ふ言葉は法と云ふ意味を持つて居ない、と云ふ、斯う云ふ御意見でありました、が、私共は左様に考へて居りませぬ、典範と云ふ言葉は、或範圍に於きましては、法と云ふ意味を持つて居ると考へて居ります、從つて是は理由にはなりませぬ、唯當時の私共の氣持を論證するだけでありませぬ、英文に翻譯致しました場合に於きましては、等しく「ロー」と云ふ言葉を使つて居ります、そこで問題は只今の御質疑に移りました、貴衆兩院の意見の相違があつた場合に、改正憲法の二者の意見の違つた場合に當嵌まる第五十九條の規定が、如何に用ひられるかと云ふことであります、したが、それは此の憲法の本文は未だ效力を持つて居りませぬが故に、適用はないものと存じて居ります。

○松村眞一郎君 私は、典範と云ふ字が法と云ふ意味であると云ふことは認めて居るのです、「ロー」と云ふことに翻譯するより外はありませぬ、それは私が先程申しました「ロー」と云ふ意味の法と云ふことは、倫理とか宗教とかと云ふものに對する言葉なのであります、と云ふものに對する言葉なのであります、それから、典範が法であると云ふことに付ては、私は何も異議を言つて居る法律ではない、法律、憲法の認めて居る法律であると云ふことがどうして分りますか、と云ふことを申上げて居るのであります、尙第五十九條の適用は、今日の典範に付て私は申し居るのぢやない、將來日本國憲法が施行された場合に於て、典範の改正案が茲に提案された場合に於きまして、衆議院のみの議決で宜しいのであるかどうかと云ふことを伺つて居るのであります。

○國務大臣(金森德次郎君) 御尋を誤解致しまして、恐縮致しました、改正憲法が施行せられました後に於きましては、此の規定は適用になることと存じて居ります。

○松村眞一郎君 私はそれに對して異議を持つて居るのみならず、さう云ふことに取扱ふべきものでないかと考へます、典範は國の根本法規でありますから、衆議院だけの議決で法律として成立せしめると云ふやうな精神を以て取扱ふべきものでないかと私は考へます、それは憲法自身の改正に付きまして、第九十六條に、憲法改正の場合には各議院の總議員の三分の二以上の賛成で議決しなければならぬと書いてある如く、莊重なる國の根本法規を定めるに當りましては、多數で押して行くとはなふやうな精神は、此の憲法の中にはないものと私は考へます、何故ならば、憲法それ自身の改正の場合には、衆議院と參議院との間に甲乙を付けて居ないで、國全體が行ふべきである、根本法規に付きましては、慎重の上にも慎重を加へて、兩院の賛成を得て成立せしめると云ふ精神であると私は考へます、それ故に、典範の如き根本法規は、衆議院の多數で以て決めるべき趣旨でないが故に、國會の議決を経てと云ふことを書いてある、唯率直に讀みました場合に、國會の議決を経ると云ふ意味は、第五十九條の規定の適用のないものであると私は解釋致すのであります、特別の明文なき以上は、兩院共に議決すると云ふ意味である、參議院の議決はなくても宜しいと云ふやうな意味には、私は第二條は解釋することは出来ない、と云ふ關係から、典範は法律に非らず、法律と違つたものである、さう云ふ風に私は解釋するのであります、それは意見の相違であると言へば

それは別であります、私はさう解釋を致す者であります、それは只今の御説明に依りまして、典範が法律であると云ふこと、憲法それ自身、はつきりして居る規定のないことは明瞭なのである、それは御認になるのでせう、典範は法律と云ふことを直接に書いてある規定はない、何處かに直接に書いてある所がありますか

○國務大臣(金澤徳次郎君) 直接に書いてある規定はございませぬ

○松村眞一郎君 それであるが故に典範は法律でない、法でない云ふのぢやありません、法律でない、法令であるとか、政令とか、條約と云ふことは書いてある、此の憲法に謂ふ法律は憲法の下のものである、併しながら皇室典範は從來憲法と對立して同じものである、實質に於て同じと云ふならば、それは形式に於てもさう云ふ程度に於て尊重しなければならぬものと私は考へますが、是は意見の相違と仰せられればそれで宜しい、で典範の公布と云ふことに付ては、どの規定に依つて致すのでありますか

○國務大臣(金澤徳次郎君) 意見の相違と云ふ風に仰せになりましたが、詰り解釋の相違と云ふことに歸着するかも知れませぬ、私は皇室典範は今後法律の一種であると考へて居りまして、憲法の中に規定してある所の法律に関する規定が、總て皇室典範に適用されて行くものと存じて居ります、そこで第五十九條は皇室典範に適用があると申しました、若し此の規定がなければ皇室典範がどう云ふ手續で國會の議を経るか云ふことに付てすらも、はつきりした規定がないことになる譯であります、それから今の公布のことに付

きましては、法律と存じて居りますのが故に、法律に關します公布の規定が當嵌つて行くことと存じて居ります

○松村眞一郎君 私は典範と云ふものの性質上、必ずしも公布を要するかどうかと云ふことは是は別に考へて宜いかと思ひますけれども、法律にない云ふか、あるかどうかと云ふことが先決問題でありますから、典範の公布と云ふことは、私の解釋では憲法の直接の明文としては現れて居ないのでありますから、如何に公布されるかは、それは時の便宜に依つて致さるべきものと考へます、それと同じ關係は、豫算に付ては如何でありますか、豫算の公布に付ては如何致しますか

○國務大臣(金澤徳次郎君) 此の憲法の改正の下に於きましては、憲法の條件として豫算を公布することは必要がないと考へて居ります

○松村眞一郎君 さう致しますと、金澤國務大臣の御解釋では豫算は今後公布しないと云ふ、又しないことが當然であると云ふ意味でありますか、公布すべきものでない云ふ御議論ですか

○國務大臣(金澤徳次郎君) 此の憲法の規定の下に於て公布する必要がないと斯う申しましたが、實際の運用に於きまして、それを一般の人の知り得る狀況に置くことが正當かどうかと云ふことは別の問題となると考へて居ります、此の憲法の下に於きましては、豫算は政府に於きまして財政の見積りをして、それを國會に依つて承認して貰ふと云ふことであります、公布を必然的に法律と異りまして、公布を必然的に必要なりとする議論は生じて來ませぬ、後は便宜の問題が残る次第と存じて居ります

○松村眞一郎君 私は豫算の公布と典範の公布とは同じやうな考へ方で公布されて宜いだらうと存じます、豫算は從來公布し來つて居るものであります、新憲法が出ましたからと云つて豫算の公布をしないと云ふことは私は必ず行はれないと思ひます、必ず公布されるかと云ふ、さう云ふ譯でありますから、必ずしも此の憲法の文字にあるからと云つてそれに拘泥する必要はないと存じます、典範が本質上に於て法律でないからと云つて、法律的の取扱をする云ふことは、是は一向差支ないと思ひます、併しながら本質が法律でない云ふ關係を徹底して、國民の總意に依つて決めらるべき此の皇位の繼承と云ふことに付きましては、衆議院の議決のみを以て典範が成立すると云ふが如き解釋は許すべからざるものであると私は考へます、故に、典範は法律でない云ふことの結論を私は持つて居ることを申し上げます、次に女帝の問題であります、女帝を皇室典範にお書きにならないと云ふ意味は、それは兩性の平等と云ふ關係は考慮に入れないが、其の問題に付ては尙色々考究すべき問題もあり、色々な點に付て未だ政府としての意見の熟せざる所あるが故に、典範に規定するに至らないと云ふお考でありますか、如何でありますか

○國務大臣(金澤徳次郎君) 御意見の通りであります

○松村眞一郎君 次に讓位の問題であります、此の讓位の問題に付きまして、政府のお考は、憲法が第二條に於て、典範に定めるべきものとして規定して居ります中には、讓位と云ふ問題は考へて居ると云ふ意味の御解釋になつて居るのであります、私は繼承の承のことだけが典範に掲げらるべきものであると解釋致して居るのであります、如何でありますか

○國務大臣(金澤徳次郎君) 私と松村議員との間には、皇室典範と云ふものに關します所の基本の觀念に於て稍々違つて居ります、如くに感ぜられまする爲に、今のお尋に付きましては、私の答が御趣旨に合はないかも知れぬと畏るゝ譯であります、私は此の皇室典範は飽く迄も法律の一種であると考へて居ります、従つて皇室典範と名付けましては、從つて皇室典範は一つの法律であります、故に、其の中に單に皇位繼承及び攝政のことばかりではなく、若干の他のものを規定することは、何等支障はないと考へて居ります、其の見地に立つて此の皇室典範の案が出来て居るのであります、左様な意味に於きまして、詰り皇室に關しまして繼承と攝政と云ふことそれ自體及び之に關聯をして緊密な關係にあるものは規定して宜いものと考へて居ります、其の立場から若し讓位と云ふことが問題になりますならば、此の典範の中に規定しても差支はないものと思つて居ります、併し讓位と云ふことの實質に付きましては、毫末も贊成の考を持つて居りませぬ

○松村眞一郎君 此の點に付きましては、私は意見を異にして居るのであります、元來典範の規定を見まして、例へば皇位繼承に付ての順位の變更であるとか攝政に付ても斯う云つた條項がある譯であります、其の場合取扱と致しましては、皇室會議の議を経て決定されることになつて居る、私は讓位と云ふやうな問題は、さう云つ

たやうな程度の議決を以て決定し得べきものでないかと考へます、もう少し更に國民の總意を必要とするやうな事件であります、故に、今金澤國務大臣の仰せられて居るが如く、憲法の下に法律で規定すべきものでないかと考へます、若し金澤國務大臣の御議論を徹底して行きますと云ふと、さう云つた問題も亦此の憲法第五十九條の規定に依つて、衆議院の議決だけで決定すると云ふことになる譯であります、如何でありますか

○國務大臣(金澤徳次郎君) 左様になると存じて居ります、又なつて然るべきものと存じて居ります

○松村眞一郎君 私は其の點はもう全然所感を異に致して居るのであります、憲法の改正自身に付て第五十九條の規定がありまして、兩院の三分の二以上の議決を俟つて、憲法を自身自身が改正されると云ふ程の鄭重さを憲法の改正に付て執つて居る場合に、只今申しました一旦皇位の繼承をなされた現在の天皇のやうな問題に關する場合に、衆議院の議決のみを以て其の問題が解決すると云ふが如く輕く取扱はれると云ふ解釋は、私は全然反對致して居ります、それだけ明瞭に申して置きます、憲法を自身自身が定める以上に鄭重なる手續を以て、さう云ふ問題は考慮せらるべきものであると考へます、故に、此の關係から申しまして、讓位と云ふが如き重大な問題を、此の政府提案の法律なりと解釋せられて居る所の皇室典範に定めることは、當を得ないものと私は考へます、是は意見でありますから、一應さう云ふことを申上げて置きます、私は只今申しました讓位と云ふが如き問題

は、極めて重大なる問題であり、皇室典範に於て考慮し得るものであるけれども、考慮しなかつたと云ふことの御議論のやうであります。さう云ふ問題は御考慮になつたのであります。○國務大臣(金森徳次郎君) さう云ふ問題を考へたかと云ふことであります。其のさう云ふ問題と申しますのは、讓位と云ふことを法律の中に書くやうな必要があるかと云ふ點に付て考へたのであります。讓位と云ふ規定を置くことが宜いと云ふやうな意味に於て考へたものではございませぬ、さう云ふことを書いたらどうかと云ふ世間の一つの議論はある、之に對して此の典範を起草する時に如何に考へて行くか、斯う云ふ關係に於て考へて、それは書く必要なしと云ふ風にして解決をした譯であります。

○松村眞一郎君 私はもう是で結構であります。○委員長(伯爵二荒芳徳君) 次に有馬君。○有馬忠三郎君 私の質問申上げたいことは、大部分既に各委員から御質問になつたことが多いのでありまして、重ねて重複する必要はないのであります。唯、唯一點だけ補足的に承つて置きたいことがあります。それは此の憲法第二條に關係しまして、皇室典範は「國會の議決した皇室典範」、是は非常に重大な問題であらうと思ふ、試みに我々が數十年後に身を置いて見て、我々の子孫が此の皇室典範が皇室典範になつた時に讀んで、さうして何か争ひが起つた時に、一體此の皇室典範は國會の議決を経たものかどうかと云ふことが第一に疑問になると思ふ、今日こそ國會の議決に代るに議會の議決を

經たと云ふやうなことを考へて居るが、我々の子孫が皇室典範を見た時分に、皇室典範を國會が議決すると云ふことが憲法にあるが、此の皇室典範は國會の議決を経て居ないぢやないかと云ふことが我々の頭にでも浮ぶのであります。從ひまして此の點に付きまして、國務大臣が既に御説明になつたことは大體了解は出来るのであります。が、此の點をもう少し成るだけはつき致して置きたいと思ふのであります。此の「國會の議決した」と云ふ二條は、國會を必要としないのであると云ふことは、憲法の百條の二項に依るの法を施行する爲に必要な法律、此の中に入るのだと、斯う云ふ御説明でありましたが、其の通りで宜しうござい

ますか。○國務大臣(金森徳次郎君) 左様でございます。○有馬忠三郎君 そこで只今のやうな、松村委員の御意見のやうに、此の皇室典範と云ふものと、憲法に依る法律と云ふものは、根本的に違ふのだと云ふ議論も、松村委員の如き博學の方でも御起しになる、現在に於ても又後世に於ても斯う云ふ疑は起り得るのである、私は此の二條の皇室典範が、百條の法律と云ふことに入らぬと云ふことを申すのではありませぬ、唯さう云ふ松村委員の如き疑を懷かれる方も、外にもあるぢやないかと思はれる、若し此の百條の法律と皇室典範と云ふものは違ふことになれば、百條に依つてと云ふ説明は何にもならぬことになるのであります。併し此の點は先づ第二に譲りまして、假に第二條の皇室典範は、百條の制定の法律と云ふことに入

ると致しまして、然らば此の憲法を施行する爲に、皇室典範の必要がどの點に於てあるものでありますか、具體的に申しますと、皇室典範がなければ憲法のどの條文が施行に必要なんでありますか、その點をちよつと……○國務大臣(金森徳次郎君) 問題はどの條文にと云ふやうに考へ方よりも、此の皇室典範の基本として考へて居ります天皇の法律の基礎が、國法上樹立されて居ない、此の憲法の要請する形に於て國法上樹立されて居ないと、斯う云ふことにならうと思ふのであります。併し是とて稀有の場合が起ります、何ともならない時に、法律的解釋を加へると云ふやうな所迄進みますれば、それは又別の考であります。唯普通に考へまして、此の憲法が施行されるに致しますれば、茲に此の憲法の豫期して居りますやうな、即ち第二條の規定が充實せられて、皇位の繼承關係がはつきりさせられて居なければならぬ、又第五條の規定に依りまして、攝政が何時でも置けるやうな態勢が定まつて居なければならぬ、現實に是が必要になると云ふのではな

い、抽象的に斯様な制度が整つて居なければ、此の憲法が合理的に施行せられたと云ふことにはならない、斯う云ふ意味に於ての施行に必要な法律と、斯様に考へて居ります。○有馬忠三郎君 只今の御答辭は、大體私も了解を致したのであります。強ひて私の間のやうな、具體的にどの條文かと云ふことは、仰つしやる通りむづかしいのであります。私は寧ろ第一條の天皇が日本國の象徴であると云ふ點からして、象徴と云ふやうなものは、一日も缺くべからざるものであ

る、であるからして寧ろ具體的に條文を申せば、第一條と云ふことが宜いぢやないかと思ふが、御答辭も大體さう云ふ御趣旨であります。其の點は了解致しました。併し次に憲法第二條の皇室典範と云ふことと、それから百條、此の典範が、百條の二項の、此の憲法を施行するに必要な法律と云ふものは、之に該當すると云ふことは、文言の上からも意味の上からも、どうもびんと來ないのであります。假に皇室典範は法律にあらずと云ふ、松村委員の御議論は別にしても、皇室典範と云ふものは、國務大臣が言はれるやうな、普通の法律よりも、名稱に於ても尊嚴味を持つと云ふことは争はれない、普通の法律よりも何となく日本國民としては、感情上尊嚴味を持つた法律であります。それならば非常に大事

な法律であるから、百條に持つていつて、若し豫め憲法施行と同時に起さなければならぬものならば、もう少し明確なる過渡的な規定があつて然るべきぢやないかと思ふ、例へば百一條に、此の憲法施行の際に、參議院がまだ成立しない場合には、衆議院は國會としての權限を行ふ、斯う云ふ過渡的な規定があるのでありますからして、特殊の此の皇室典範に付きましては、國會は議決すると云ふけれども、國會でなくとも、初め拵へる時分には議會でも宜いんだと云ふやうなことは、明かにする上から云つても、過渡的な規定があつて然るべきと思ふのであります。それがないと云ふのは、憲法の缺點と云ふよりも寧ろ外に意味があるのではないかと申しますと、外の意味と云ふことになれば、矢張り文字通り國會の議決を必要とするのだ、さうす

ると憲法施行の瞬間に於ては、國會と云ふものはあり得ないのであるからして、皇室典範と云ふものはないと云ふことになるのぢやないかと云ふ考に落ちて來るのであります。茲で御伺ひ致して置きたいのは、先刻村上委員は國會で議決すると云ふことになると、憲法施行から國會の成立迄に間隔がある、其の間皇室典範がなくなる、斯う云ふことの意味も言はれたのであります。此の時分には假にさう云ふことがあつたとすれば、皇室典範案の如き新しい皇室典範はないが、現行の皇室典範と云ふものが效力があると思ふのであります。此の點は如何でございませうか。

○國務大臣(金森徳次郎君) 其の點は、解釋上篤と考へなければならぬ點でございませぬ、併し此の改正憲法は私の初からの考へ方、固より私人の意見ではありませぬが、初からの考へ方に於きましては、法規の二元化、皇室典範と憲法との二元化であると云ふことが、日本の根本思想に於て、當を得て居ないのであると云ふ點に強く著目を致しまして、國民主權の原理に則り、國民の總意に依つて此の憲法の各個の規定が動いて行くと、斯う云ふ建前を採つて居りました譯であります。現在の皇室典範が憲法に觸れる部分に於きましては、其の效力を認めないと云ふ考へ方が正しいのではなからうと存じて居ります。是は相當困難な問題を含んで居ります。此の際にはつきり御答することには稍々躊躇は致しますけれども、之を實施して來ます見地から申しますと、今回の憲法が一番眼目を置いて居る其の點を一口に申しますれば、國民の總意に基いて天皇の御地

位が決つて行く云ふ原理を根本と致して居りまするが故に、それと異なる原理の如き姿を以て作られて居りまする現在の皇室典範が此の憲法と相反するものではないからか、従つて其の反する分節に於ては效力を失ふものではないからかと考へて居るのであります。併し現在の皇室典範が、全部效力を失ふと云ふ譯ではございませぬ、皇室典範の中にも、例へば皇室の内部の御規則、其の外此の憲法と相渉ることなき部分は、それは生きて居るであらうと思ひます、打棄つて置けば……併し此の憲法と正面衝突をする内容のもの、恐らく效力を失ふと云ふことにならうと思ひます、でありますから、逸早く之に代るべき必要な皇室典範を設けて置く云ふことが、物の普通の考へ方ではなからうかと存じて居ります。

○有馬三郎君 此の國民の總意を尊重すると申す點に於きましては、國會と云ふことと非常に重く置いて居るのであります、特に二條に國會の議決と……國會と云ふものは只今の議會とは餘程效力も權威も違ふのでありますから、素直に讀めば、特に國會の議決と云ふことに意味がある、成るべくならば素直に讀んで、此の國會の議決した皇室典範と言ひたい、之に非常に差支があれば、今のやうな便宜の解釋を考へなくちやならぬと思ふのであります、一體實際問題として考へてみますと、憲法が實施せられて國會が成立しない云ふやうな時間は、非常に短く考へ得るのであります、案が出来て居れば、極端に言へば二日か三日で出来るかも知れぬ、或は數箇月と云ふことで出来るかも知れないことになり

ます、其の間假に例へば皇位繼承の問題でも起つたと致しますか、其の間に新憲法に抵觸しない部分の現行の皇室典範が生きて居るとしまして、實際問題としては大した不都合はないと思はれる、之を時間を短縮して考へますれば、益々さうでありまして、其の間の不安、危惧と云ふものは極く少く考へ得るのであります、それと一方に其の極く短い間の不安、不都合と云ふものと、國會の議決、正々堂々と國會で何人が見ても疑のないやうな國會の議決をさせると云ふこととの利益を考へますと、さう逕庭はないのであります、さう云ふ見地から見ますと、矢張り國會の議決と云ふことをやつたが宜いぢやな、かと云ふやうな考が成立つ譯であります、此の點に付きましては、是は議論になるのであります、大體御答辯に依りまして政府の御趣旨は分りましたが、其の次は解釋であります、餘程むづかしいものでありますから、尙御熟考下さることがあれば幸甚と思ひます、是で私の質問を終ります。

○委員長(伯爵二荒芳徳君) 次に坂田君が御發言を求めて居られます。

○坂田幹太君 私のは直接に此の典範に關係がないかも知れませぬ、典範案は大臣より御説明がありましたやうに、皇位繼承に關聯して、皇族の範圍と申しまするか、さう云ふやうなことも嫡出にあらざる線を除外せられることになつて、非常な變革であると思ひます、直接皇位繼承には關聯ないことであるから、此の典範案に直接の關係はないのであります、王族公族と申しまするか、朝鮮の王族公族に付きましては、無論新憲法に依り

まして、先刻日本の皇族に對しましても大體に於て一般の私法を適用されることと云ふことでありますから、左様なことになられることと思ひます、御承知の通り特殊の關係に從來ありましたあの王族公族と云ふものに對しまして、是からどう云ふやうな、全然私法的に於ては平等であるとは言ひまして、何か其處に幾分かでも御考になる何があるものでありませうか、或は政府の方として何か其の點に對しまして、今迄の關係に付て御考慮になつたやうな點を伺ふことが出来れば、此の際直接の此の問題ではありませぬか、伺つてみたいと思ふのであります。

○國務大臣(金森徳次郎君) 王公族の點に付きましては、是は沿革の上に於きまして、相當混入つた事情があり、國法體系の上からの地位に付きましては色々な問題の存して居るところのものであります、今迄は一面に於きましては普通人と異なるが如き形を取りながら他の一面に於きましては普通の國民と同じやうな立場を取つて居ります、此の兩方の面から規定せられて居る譯であります、例へば其の權利義務に關します規定は國の一般の法律を基礎として、さうして其の中味を決め居る、斯んなやうな風に可なり複雑な姿を呈して居るのであります、處が今回の憲法の規定が實施されて來ることになりますと、皇族等に付きましては憲法第一章の特別の規定があり、それが故に、國民平等の原則に例外を作ることとは出来る譯であります、けれども、それ以外の場面に於きましては國民平等の例外を作ることが憲法の上には恐らく認められないことと思ふので

あります、沿革的に色々な事情はあるに致しまして、それを此の憲法と絡み合せて考へます時に、國民平等の原則を破るだけの法律的基礎を持つことであらうかと考へて行きますと、是は尙研究を要することであり、是は尙段階に於きましては、國民平等の原則を破る根據にはならないと云ふ風に考へて居ります、既にそれがならないと云ふことになりました、其の原則に従つて諸般の事項を制限して行かなければならぬと云ふことに、まあならうと考へつゝ目下研究を致して居るのであります。

○委員長(伯爵二荒芳徳君) 坂田君宜しうございませぬ。

○坂田幹太君 宜しうございませぬ。

○委員長(伯爵二荒芳徳君) 渡部君御質疑の通告があります……

○渡部信君 第一章に入つて宜しうございませぬ。

○委員長(伯爵二荒芳徳君) 第一章でございませぬ。

○渡部信君 第一章の質問ですか。

○委員長(伯爵二荒芳徳君) さう云ふ意味でございませぬか、ちよつと御諮り致しますが、他に總則の方面で御質問の方はございませぬか、ございませぬと認めます、では渡部君。

○渡部信君 第一章の條文のことで、逐條審議に入つたものと見て御伺ひ致したいのであります、此の第三條に「皇嗣に、精神若しくは身體の不治の重患があり、又は重大な事故があるときは」とありますが、「事故がある」と云ふのはどう云ふ場合を御考になつていらつしやるのか、それから「皇室會議の議により」とありますが、そ

れは誰がさう云ふことを發案されるのか、其の發案される方はどう云ふ時期に、例へば皇嗣の御方が御身體が悪いとか云ふことを基にするか、どう云ふ風な場合に發案されますか、「前條に定める順序に従つて」とありますが、それは一番と二番とを入れ替へになると云ふ意味であります、或は皇位繼承の方が假に三十人あると致しまして、一番の人を三十番にして、それから二番から順々と繰上げてと云ふ斯う云ふことになるのであります、それ等の點をちよつと伺ひたいと思ひます、順でも結構でございませぬ。

○國務大臣(金森徳次郎君) 第三條の解釋であります、重大な事故と云ふことに何を豫想して居るか、是は單に重大な事故と云ふことだけでありまして、内容に如何なることを豫想するかと云ふことは、ちよつと御答に惑ふ次第であります、強ひて假想的に申しますならば、まだ皇嗣の時代、天皇の御地位と何としても調和することの出来ないやうな、道德的な問題でもあつたとか云ふ場合には、假想的ではあります、之に入り得るものではないかと考へて居るのであります、それから、是はまだ少しく私は疑を持つて居りますけれども、例へば皇嗣が行方不明である、未だ失蹤と云ふ段階迄は決められてゐない、實際に皇位繼承の時期に何とも處置のつかぬと云ふ場合のある時に、それが此の一つの例として假想して擧げられ得るではないかと云ふ程度の疑問を持つて居ります、それから「皇室會議の議により」と云ふことに依りまして、誰が招集し誰が發議をするかといふやうなことであり、是は結局皇室會議の運用は議長

たる内閣總理大臣或はその代理をする者と云ふところは是等の會議の招集の事務を扱ふものと解釋を致して居ります、それから「前條に定める順序に従つて」と云ふことは、是は御承知の如く從來の解釋に於きまして、非常に疑問の點でありまして、何等か私共も能くはその種類を存じませぬが、三通り位の解釋があるかの如く聞き及んで居ります、併し私自身は是は今迄の言葉を踏襲したに過ぎませぬけれども、文字通りに解釋を致しまして、前條に定める順序に従つて、その第一順位の方の皇位繼承の地位が變ると云ふだけでありまして、今もよつと御擧げになりました第二順位におなりになる、さうして第二順位の方が第一順位を御満しになる、斯ういふ解釋が一番正當であると存じて居ります、その外何かございましたか、一つそれだけ御答へ申上げます

○渡部信君 もう一つ伺ひましたのは發案の時期でございます、どう云ふ場合に發案するか、詰り時期と申しますか、御病氣でございましたも色々むづかしい問題がありませうが、皇位繼承が迫つて居るから斯ういふことをすると云ふのか、或はその御方の御病氣なり、今御話のやうな特別の事故を主としておやりになるのか、尙序に此の皇位繼承の順序の變更の效力の發生時期でございます、それは之に「議を経て」でなく「議による」とありますから、或は議決があつたその瞬間に發生するのでありますかどうかと云ふ效力發生の時期、發案の時期、序に天皇の御意思と云ふものは少しも是は入らないのであるかどうか、先程私法的のことは民法の規定によると云ふ御話がありまし

たが、此の天皇の御後繼に關することであるに拘らず、總理大臣が發議するのであつて、皇室會議が決める、天皇の御意思は全く關係ないと云ふのでありますかどうかですか、其の點もよつと御伺ひ致します

○國務大臣(金森徳次郎君) 此の第三條の規定を發動せしめる時期と云ふのは別段の制限はございませぬ、現實の皇位繼承の起り得る可能性のある場合に考へ得ることもありませうし、さういふ時期でなく皇嗣に精神若しくは身體の不治の重患があると云ふことを念頭に置いて、此のことが行はせられることであらうと思ひますが、併し自然にそこには何か決まるやうな問題が起つて來ると思ふのであります、詰り矢張り用心をして準備して置かなければならぬと云ふ條件がありませぬけれども、此の規定をそんなに急いで適用すると云ふことはなからうかと存じて居ります、それから「議により」と云ふ言葉が示して居りますやうに、皇室會議の議がありませうれば、それに依つて變更の效力を生ずると云ふ風に存じて居ります、此の「議により」と云ふことは、皇位繼承の順序を變へようとする事實のものと云ふことの認定と考へて居ります、それから此の場合に天皇の御意思が加はるかどうかと云ふことになりませうが、斯様な皇位繼承の順序が變はると云ふことは、畢竟國のことであります、詰り國政の一端であるとして考へて居ります、從つて憲法の規定する所に依つて天皇の御意思を此の場合に根據にすることはむづかしいと存じて居りますから、此の規定の表面には左様なものは現はれて居ないのであり

ます
○渡部信君 少し細かいことでありますが、今の繼承の順序を大體御話のやうに、第一順位の方と第二順位の方とを入替へると云ふやうな御解釋、御尤もと思ひますが、其の場合に御入替へになつた時には、第二順位の方が詰り第一順位になりますから、其の御系統が、ずつと何と申しますか、其の第一順位の方の御子さんが後から生れた場合に、其の順位はどうなりますか、皇嗣の方が御病氣の爲に、其の御子さんが既に御ありになれば、嫡出の男系の男子が御ありになれば、其の方が無論なであります、まだ其の皇嗣が御妊娠中と云ふやうな場合に、其の第二順位の方の御子さんが生れた云ふ場合に、第二順位の方の御弟さんの御系統に移るのか、それを伺ひたい

○國務大臣(金森徳次郎君) 此處の解釋の行き道は非常に複雑であります、私共の今迄考へて居ります所では、本の條文の解釋は實にむづかしいのであります、むづかしいければつきり書けば宜いと云ふことになりませうが、是は現行の規定を踏襲した譯であります、此の解釋も第二順位に移つて、其處に皇位繼承と云ふことが起れば、それを基準として一般の皇位繼承に依つてずん／＼進んで行くのであります、第一順位の方が其處に復活すると云ふ場合は起らないものと考へて居ります
○渡部信君 それは能く分りました、此の皇嗣の身體に不治の重患あり、或は重大な事故がある、其の皇嗣の順序を御變へになつた後で御病氣が御癒りになつた、或は重大な事故がなくなつ

たと云ふ場合にはどうなるのであります、或は、天皇の御自身の場合……攝政の場合はそれは御癒りになればと云ふ規定があります、それから攝政若しくは攝政となるべきものの順位規定に付ては、曖昧の規定がありますが、此の皇嗣の場合には何とも書いてないのではありません、不治の重患とありますから、是は癒ることはないのだと云ふ御考かも知れませぬが、不治とかどうとか云ふことは醫師の認定でありませうし、假令今醫師の判斷が間違つて居らなかつたとしても奇蹟と云ふやうなことがありまして、御癒りになると云ふこともあり得るのぢやありませんか、殊に重大な事故が、殊に御示になつた例は、後から故障の回復すると云ふこともありませう、何年も行方不明であつたものが突然御歸りになる、斯う云ふ例を擧げてはどうかと

思ひますが、杉野兵曹長は生きて居ると云ふやうな説もあるやうな譯であります、さう云ふ重大な事故の場合に依つては回復し得る場合もあると思ひますが、之にはさう云ふ天皇の場合のやうにも之を括めて言へば、故障が回復された場合の規定がないやうであります、是は絶対に回復しない御見込かどうか、其のことを伺ひたい
○國務大臣(金森徳次郎君) 此の規定は、一遍順序を此の條件に依つて變へれば、其の變へた結果が、其の時に正しい結果となる、それで元に戻活することが當然にはない、斯様に解釋致して居ります
○渡部信君 其の條文に關聯があるかと思ひますが、或はないかも知れませぬが、第二條の六に皇兄弟、御兄さんが位を繼ぐ場合が此處に書いてありま

すが、それはどう云ふ場合のことでありませうか
○國務大臣(金森徳次郎君) 此の皇兄弟と云ふ場合には、今後恐らく嫡出子の方に繼承權があると云ふことになりませうと、兄の方に移る場合は、現實には普通に豫想出來ないと存じて居ります、併し……私、少し錯覺して居りましたが、私の考へて居りましたのは、經過規定の方で規定して居る皇庶子の場合があると思ひましたが、直接には第三條で順位變更と云ふ結果があつて、其の爲に皇兄の系統がまだ残つて居ると云ふ場合には、そちらに移ると云ふ解釋でございます

○渡部信君 多分さう云ふ御考だらうと存じますが、唯私は、此の今の皇位繼承の順序を變更した後に御病氣が御癒りになつた、或は重大な事故が除かれた、斯う云ふ場合に其の順序を元に戻さないと云ふ理由がどうもはつきり存じないものであります、斯う云ふ場合には元に戻しになるべきではないでせうかと考へますが、此の今の御兄さんの場合に、偶々さう云ふ場合に御兄さんが事故がなくなつたと云ふことなら大變宜しいのであります、萬一故障の、不治の重患が其の儘であつた場合にも、尙御兄さんが其の弟さんの後を承けるのだと云ふことになると、是は如何でありませうか、御即位前に御後繼ぎ、皇嗣としてすら非常に不適當だと云ふ方が國の象徴である天皇とおなりになることは差支ない、攝政は無論置かれることになるかも知れませぬが、どうもさう云ふことがありますと制度として不自然のやうな感じが致します、皇嗣として不適當であるのに天皇におなりになることは差支ない、

斯う云ふことは、是は私だけの感じかも知れませぬが、不自然のやうな感じが致します、天皇と云ふものは神様抜ひを止めるのだ、人間天皇として國民にも親しまれるのであると云ふのに、初から一向に麗しい龍顏を拜することが出来ないやうな御方を天子様に戴くと云ふ制度になりますと、是は適當であるかどうか、其の場合には恐らく御即位禮なども勿論行はせられない事情にならうと思ひますが、是が庶子がある場合ですと、此の皇兄弟と云ふことはすらすらと讀めるのであります、同じ文句であるに拘らず、今度は嫡出に限るものでありますから、伯父の場合同じであります、不自然のやうな感じが致しますが、制度として如何なるものでありませうか

○國務大臣(金澤徳次郎君) 第三條の皇位繼承の順序を變へると云ふことの規定に付きまして、今仰せになりましたやうに、一遍順序を變へられまして、其の故障が取除かれますれば、再び復活せられると云ふ考へ方を持つて宜いかどうかと云ふ問題が第一次に起つて参りました、さう云ふ風に一度順序を後に廻されても、尙後に於きまして此の故障が除かれますれば、再び元の地位に戻られると云ふことも一理あると考へて居りました、併し其のことは皇位の安定性を害する點に於きまして頗る注意すべき點があります、實際は此の順序變更は鄭重に行はれるのでありますから、容易なことではなから、斯様な場合に、多少其の復活が望ましき事情があるにしても、大義明分に付て何等の紛糾の起らないやうにする爲には、變つたものは變つ

たものとして何處迄も扱つて行くが宜いと考へて、私は御説明を申上げたのであります、從つて此の順序を戻す規定も設けなかつた譯であります、そこで今仰せになりましたやうに、第二條の皇兄弟と云ふ規定が豫想して居ります、其の如く、次の繼承に於きまして、それらの一度除かれた方が、是は稀有なことは存じますが、一度順序を除かれた方が後の順序に從つて御位に御即位になる場合が起る、それはをかしいではないかと云ふ御質問と思つて居りますが、それは若しさう云ふ場合が起りますれば多少をかしいと存じます、併し左様な場合に於きまして、矢張り第三條を又適用を致しまして、其の順位の變更をする注意があつて然るべきものであらうと思ひますが、故に、實際に於ては運用宜しきを得まするならば、左様な場面は普通には起らないことと存じて居ります

○渡部信君 御話の通り第三條を運用して行けば今申上げたやうな場合は起らない筈、從つて皇兄弟の兄に行かれないかと思ひますが、私は先程申した通り、皇位繼承の順序を變へた後に故障を恢復せられましたならば、天皇の場合同じやうに、矢張りそれは元の位置に回復せられ、攝政を廢する規定に準じたやうな規定がある方が宜いやうに思ひますが、是は意見でありますから、第一章に付てのことは是で終ります

○委員長(伯爵三芳徳君) 別に第一章に付ての御質疑の通告はございませぬから第二章に移りたいと思ひます、渡部君

○渡部信君 第二章に入りまして、第五條に是々の方は皇族とすると列挙されてございませぬが、此の中に、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、是等の方々を皇族と列挙してないのはどう云ふ譯でございませうか

○國務大臣(金澤徳次郎君) 左様な場合は、此の第五條に掲げてある皇族の何れかの下に含まれて居ると、斯様に考へて居ります、例へば親王と云ふ中に或は親王妃と云ふ中に含まれて居らるゝが故に、特別に之を掲ぐる必要はないと云ふ考から來て居ります

○渡部信君 恐らくさう仰しやると思つて居りますが、併し親王、親王妃としては皇族であります、皇太子、皇太子妃、皇太子孫、皇太子孫妃としては皇族でないことになりませんが、其の方が必ず親王、親王妃でゐらつしやるのですから、其の點に於ては皇族たることは疑ひませぬが、皇太子、皇太孫、又は其の妃の關係に於きましては皇族でないことと云ふことに解釋せられますが、其の點宜しいのでありませうか

○國務大臣(金澤徳次郎君) 親王又は王に非らざる皇太子と云ふものは考へられませぬ、單純に皇太子と云ふ名を加へませぬでも、皇族の範圍は之に依つて一點の疑ひもなく定つて居りますから、列挙しない方が寧ろ論理的に正確ではないかと云ふ風に考へて居ります、現在の皇室典範に於きましては、それが入り混せてあります、爲に、何となく煩雜さを増して居るやうな感じが致しまして、そこを少しく徹底化

○渡部信君 私は此處に皇太子、皇太子と云ふ方が必ず親王である、從つて皇族であると云ふことは、それは親王

○國務大臣(金澤徳次郎君) 親王又は王に非らざる皇太子と云ふものは考へられませぬ、單純に皇太子と云ふ名を加へませぬでも、皇族の範圍は之に依つて一點の疑ひもなく定つて居りますから、列挙しない方が寧ろ論理的に正確ではないかと云ふ風に考へて居ります、現在の皇室典範に於きましては、それが入り混せてあります、爲に、何となく煩雜さを増して居るやうな感じが致しまして、そこを少しく徹底化

○國務大臣(金澤徳次郎君) 非常に秘密に言葉を御分けになりまして御考になりますれば、左様な言葉の御考へ方は成立するかと存じますが、能く白馬は馬に非らずと云ふやうな議論と同じやうに、餘りに物を緻密に考へますと、却て制度の實態を複雑化するやうな虞もありまして、私共は當然皇太子は親王でありと云ふことが他の規定に依つてはつきりして居ります、さうして親王は皇族であると云ふことが明かであり、皇太子が故に、矢張り皇太子たる方は常に皇族であると云ふことが、大した推理を用ひず、疑惑を待たずして明瞭になつて居ると、斯う云ふ風に考へて斯様な規定を設けて、是は實は制度簡素化と喜んで居つたのであります、が、伺ひますと又大分問題が起ると思ひますが、其處迄考へるのは矢張り思ひ過しと云ふことになるのぢやないかと存じて居ります

○渡部信君 實は繼承のことは後に出て居りますので此處で申上げては甚だ申譯ないのであります、御承知の通り大寶令の沿革などは皇太子以上を殿下と申上げて、其の他の親王には殿下と云ふ敬稱がない、それは沿革的にもさう云ふことがありまして、皇太子と

○國務大臣(金澤徳次郎君) 非常に秘密に言葉を御分けになりまして御考になりますれば、左様な言葉の御考へ方は成立するかと存じますが、能く白馬は馬に非らずと云ふやうな議論と同じやうに、餘りに物を緻密に考へますと、却て制度の實態を複雑化するやうな虞もありまして、私共は當然皇太子は親王でありと云ふことが他の規定に依つてはつきりして居ります、さうして親王は皇族であると云ふことが明かであり、皇太子が故に、矢張り皇太子たる方は常に皇族であると云ふことが、大した推理を用ひず、疑惑を待たずして明瞭になつて居ると、斯う云ふ風に考へて斯様な規定を設けて、是は實は制度簡素化と喜んで居つたのであります、が、伺ひますと又大分問題が起ると思ひますが、其處迄考へるのは矢張り思ひ過しと云ふことになるのぢやないかと存じて居ります

○渡部信君 實は繼承のことは後に出て居りますので此處で申上げては甚だ申譯ないのであります、御承知の通り大寶令の沿革などは皇太子以上を殿下と申上げて、其の他の親王には殿下と云ふ敬稱がない、それは沿革的にもさう云ふことがありまして、皇太子と

○國務大臣(金澤徳次郎君) 非常に秘密に言葉を御分けになりまして御考になりますれば、左様な言葉の御考へ方は成立するかと存じますが、能く白馬は馬に非らずと云ふやうな議論と同じやうに、餘りに物を緻密に考へますと、却て制度の實態を複雑化するやうな虞もありまして、私共は當然皇太子は親王でありと云ふことが他の規定に依つてはつきりして居ります、さうして親王は皇族であると云ふことが明かであり、皇太子が故に、矢張り皇太子たる方は常に皇族であると云ふことが、大した推理を用ひず、疑惑を待たずして明瞭になつて居ると、斯う云ふ風に考へて斯様な規定を設けて、是は實は制度簡素化と喜んで居つたのであります、が、伺ひますと又大分問題が起ると思ひますが、其處迄考へるのは矢張り思ひ過しと云ふことになるのぢやないかと存じて居ります

○國務大臣(金澤徳次郎君) 非常に秘密に言葉を御分けになりまして御考になりますれば、左様な言葉の御考へ方は成立するかと存じますが、能く白馬は馬に非らずと云ふやうな議論と同じやうに、餘りに物を緻密に考へますと、却て制度の實態を複雑化するやうな虞もありまして、私共は當然皇太子は親王でありと云ふことが他の規定に依つてはつきりして居ります、さうして親王は皇族であると云ふことが明かであり、皇太子が故に、矢張り皇太子たる方は常に皇族であると云ふことが、大した推理を用ひず、疑惑を待たずして明瞭になつて居ると、斯う云ふ風に考へて斯様な規定を設けて、是は實は制度簡素化と喜んで居つたのであります、が、伺ひますと又大分問題が起ると思ひますが、其處迄考へるのは矢張り思ひ過しと云ふことになるのぢやないかと存じて居ります

○渡部信君 實は繼承のことは後に出て居りますので此處で申上げては甚だ申譯ないのであります、御承知の通り大寶令の沿革などは皇太子以上を殿下と申上げて、其の他の親王には殿下と云ふ敬稱がない、それは沿革的にもさう云ふことがありまして、皇太子と

○國務大臣(金澤徳次郎君) 非常に秘密に言葉を御分けになりまして御考になりますれば、左様な言葉の御考へ方は成立するかと存じますが、能く白馬は馬に非らずと云ふやうな議論と同じやうに、餘りに物を緻密に考へますと、却て制度の實態を複雑化するやうな虞もありまして、私共は當然皇太子は親王でありと云ふことが他の規定に依つてはつきりして居ります、さうして親王は皇族であると云ふことが明かであり、皇太子が故に、矢張り皇太子たる方は常に皇族であると云ふことが、大した推理を用ひず、疑惑を待たずして明瞭になつて居ると、斯う云ふ風に考へて斯様な規定を設けて、是は實は制度簡素化と喜んで居つたのであります、が、伺ひますと又大分問題が起ると思ひますが、其處迄考へるのは矢張り思ひ過しと云ふことになるのぢやないかと存じて居ります

○渡部信君 實は繼承のことは後に出て居りますので此處で申上げては甚だ申譯ないのであります、御承知の通り大寶令の沿革などは皇太子以上を殿下と申上げて、其の他の親王には殿下と云ふ敬稱がない、それは沿革的にもさう云ふことがありまして、皇太子と

○國務大臣(金澤徳次郎君) 非常に秘密に言葉を御分けになりまして御考になりますれば、左様な言葉の御考へ方は成立するかと存じますが、能く白馬は馬に非らずと云ふやうな議論と同じやうに、餘りに物を緻密に考へますと、却て制度の實態を複雑化するやうな虞もありまして、私共は當然皇太子は親王でありと云ふことが他の規定に依つてはつきりして居ります、さうして親王は皇族であると云ふことが明かであり、皇太子が故に、矢張り皇太子たる方は常に皇族であると云ふことが、大した推理を用ひず、疑惑を待たずして明瞭になつて居ると、斯う云ふ風に考へて斯様な規定を設けて、是は實は制度簡素化と喜んで居つたのであります、が、伺ひますと又大分問題が起ると思ひますが、其處迄考へるのは矢張り思ひ過しと云ふことになるのぢやないかと存じて居ります

云ふ方は特別のさう云ふ御身分でありますから、必ず親王ではあらうしやいますけれども、皇太子と云ふことを、特に正式に殿下と申上げられるやうに制度を作つて御置きになることは、現在あるものを幾々止めて迄なると云ふことは如何であらうかと云ふ風な感じが致しますが、それはまあさうなれば意見の問題でありますから、もう一つ伺ひたいのは太皇太后と云ふのはどう云ふ方を申上げるのでございませうか

○國務大臣(金森徳次郎君) 太皇太后と申しますのは、先々代の皇后を主として指すのでありまするし、場合に依りまして、若し其の前の皇后が生存しておいでになります場合には、そこ迄も含まれるものと解釋を致して居ります、併しそれは解釋でありまして、そこ迄此の規定が明白にして居ると云ふ次第ではございませぬし、餘り稀有なことを豫想致しますことは不自然でありますので、文字としては斯う簡単に取扱つて居る譯であります

○渡部信君 只今の御説明で分りました、色々細かいことは、まだ「たいこうたいこう」か、「たいこうたいこう」か、「こうたいこう」か、「こうたいこう」か、色々讀み方に問題があるやうであります、此の點は段々にはつきりして戴きたいと思ひますが、第六條に皇子、皇孫と云ふことが書いてありまして、第八條にも「皇嗣たる皇子を皇太子」といふ。「皇嗣たる皇子を皇太子」といふ。と云ふことがございするが、此の皇子と言ひ皇孫と云ふ字は、兩方意味が大分違つて居るやうに思ひますが、如何でせうか、同じに解釋すべきものぢやないやうに思ひますが、

○國務大臣(金森徳次郎君) ちよつと渡部さん、もう一遍仰しやつて戴きたい

○渡部信君 第六條に皇子、皇孫と云ふ字が出て居ります、第八條にも皇子、皇孫と云ふ字が出て居りますが、それは非常に意味が違ふやうに思ひますが、皇子、皇孫と云ふ字が私は結局紛はしいから、改めて戴きたいと思つて居るのですが、免に角現實に違ふやうに思ひますが、同じやうに御考にならうか

○國務大臣(金森徳次郎君) 私は今突然でちよつと御趣旨が分り兼ねますけれども、同じ意味に使はれて居ると考へて居ります、詰り第六條の「嫡出の皇子及び嫡男系嫡出の皇孫」と申しますのは、詰り子孫と云ふことの意味を指して居ると存じます、第八條の方で皇嗣たる皇孫を皇太子といふと云ふ場合の皇孫と云ふのも御孫と云ふ意味に使はれて居ると考へて居ります、さうして特別な場合と致しまして、其の意味の皇太子がなくて、もう一人その方の御子様が御ありになりまして、儲嗣である場合にそれを何と申上げるかと云ふ時に、それも亦皇太子と申上ぐべきものと存じて居りますけれども、それは解釋の問題であつて、此の文字が直接に指すものと了解は致して居りませぬ、又少しく複雑でありますけれども、左様にして此の字を使つて居る譯であります

○渡部信君 只今六條と八條の皇子、皇孫と云ふ意味は、大體同じだと仰しやいましたか、私は非常に違ふやうに思ふのですが、第八條の皇子と云ふ意味は、現在の天皇の御子に限ると思ふのであります、處が此の下の皇孫と云ふ意味も現在の天皇の御孫に當る方に限ると思ひます、然るに六條の方は、勿論でありますけれども前の天皇の皇子であつた方、それも矢張り此の皇子に當るのぢやないでせうか、それから現在御生れにならない皇孫様が御妊娠中であれば、其の方が御生れになる時は、皇太子の御子として天子様の御弟様として御生れになるのであるけれども、それも矢張り皇子に當ると言はなければならぬのぢやないか、皇孫に至つてはもつと烈しいのであります、現在天皇の御孫さんでもなく、又御孫さんとして御妊娠して居られないう方も皇孫と言はなければならぬ、例へば三笠宮様の御子様は内親王と仰しやる、三笠宮様の御子様は現在の天皇の御孫さんでもなければ、御孫さんとして御妊娠になつたでもないけれども、それに入れなければ親王、内親王と言へない、三つも四つもあるやうに思ひますので、私が申上げるのは此の六條と八條の意味が違ふので、六條の意味であれば、例へば秩父宮様は皇子である限り親王と云ふことになるが、皇太子様の御生れになる前には、秩父宮様は皇嗣たる皇子と云ふことになるので、皇太子と云ふことが言へるかどうか、それは言へないと思ふ、是は現在の方に限ると思はれるので、其の點が尙紛はしくなつて来るので、儲嗣と云ふ字が使つてあれば、斯う云ふ漢字はありませぬが、あの字は非常にはつきりして居るので、秩父宮様も皇太子かと云ふことは言へないのです、儲嗣と云ふ字が使つてないので、皇嗣として第一順位の皇位繼承に當る方が非常に漠然として居るので、秩父

宮様も皇太子と言へるかどうかと云ふふことになりまして、儲嗣と云ふ字が使へば非常に宜いと思ひますが、常用漢字の問題もありまして、今は別に致しますが、私が今申上げたやうに六條と八條は皇子と言ひ、皇孫と言ひ、非常に意味が違ふのであります、皇室典範の皇子とか、皇孫と云ふ言葉が、條文に依つて意味が違ふことがあつたらうか、それは非常に困るので、何とかして誤解がないやうにして戴きたい、それには六條の書き方を改めて戴いたらどうか、是は討論になりますけれども、さう云ふ意味で伺つて居るのであります、天皇から數へて一世及び二世の男は親王、女は内親王、斯う御書きになれば誤解がないと思ひますので、さう云ふ風なことを書いていただろうか、と云ふ風なことを爲すに、實は申上げて居るのであります

○國務大臣(金森徳次郎君) 私は實は御尋を誤解して御答を致しましたが、左様な意味に於きましては六條と八條との間に解釋上の差が出て来ると思ひます、併しそれは皇孫とか、皇子とか云ふ言葉の意味の差ではなくて、其の計算する根據が此の條文の關係に於きまして違つて来ると云ふだけのことであります、言葉の意味が違ふとは私は了解しなかつたから左様に申しました、御趣旨の通り此の使ひ分けがあることは是は事實であります、私は寧ろ御質疑は、先の御答を辨明するやうであります、第八條の「皇嗣たる皇孫を皇太子」といふ。此の皇嗣たる皇孫と云ふ中には皇曾孫をも含むのではないかと云ふ御質疑かと思つて御答へしたのであります、今の御示しになつた

所は確に違つて居ります、前後の關係で分ると云ふ前提で出来て居ります、○委員長(伯爵二荒芳徳君) 渡部君に申上げますが、もう四時近くになりますから、今日は此の程度で止めたいと思ひます、明日は矢張り今日と同じく午後一時から開會を致したいと思ひます、今日は是にて散會致します、午後三時五十七分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵二荒 芳徳君
副委員長 男爵今園 國貞君
委員 侯爵東郷 彪君
侯爵久我 通顯君
侯爵淺野 長武君
侯爵前田 利建君
伯爵大木 喜福君
男爵白根 松介君
子爵黒田 長敬君
子爵梅田 篤彦君
子爵高木 正得君
子爵三島 通陽君
子爵梅溪 通虎君
小山 松吉君
松村眞一郎君
羽田 亨君
村上 恭一君
渡部 信君
男爵飯田精太郎君
男爵松勝左衛門君
男爵鶴殿 家勝君
男爵岡 俊二君
男爵島津 忠彦君
坂田 幹太郎君
瀧川 儀作君
有馬忠三郎君
長島 銀藏君

國務大臣

國務大臣 金森徳次郎君